

報告事項(1)

令和8年度川越市立川越高等学校生徒
募集要項について

(学校管理課)



令和8年度 川越市立川越高等学校

生徒募集要項(普通科・情報処理科・国際経済科)

〒350-1126 埼玉県川越市旭町2-3-7 電 話 049 (243) 0800
F A X 049 (247) 6828

川越市ホームページ <https://www.city.kawagoe.saitama.jp>

I 一般募集

※この要項は「令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

1 募集人員

- 普通科 (共学) 140名
- 情報処理科 (共学) 70名
- 国際経済科 (共学) 70名



本校HP



県教育委員会HP
(入試情報ページ)

2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)又は(5)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和8年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和8年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和8年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)
- (4) 本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者
- (5) 本校校長が出願を承認した者、又は川越市教育委員会が出願資格を認定した者

3 出願

(1) 出願手続

原則、以下のア～ウが全て完了した時点を、出願とする。出願が完了した後は、志願先変更期間でのみ、志願先高等学校・学科等を変更することができる。

なお、他の市立高等学校への出願及び「V その他の出願」の場合の、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」(県ホームページに掲載)にて定める。

- ア 電子出願システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行う。
- イ アの入力内容を、出身中学校等が専用サイトにおいて確認・承認する。

ア、イを行うことができる期間

令和8年1月27日(火)正午から2月10日(火)正午まで

ウ 入学選考手数料(2,200円)は、電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。(一度納入した入学選考手数料は返還しない。)

(2) 出願書類

出願手続が完了した後、志願者又は出身中学校長は、志願者の志願先高等学校に対し、以下の書類を提出すること。書類が提出された志願者を、選抜の対象とする。

ア 調査書(様式1)

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表(様式3及び4)

ウ その他必要な書類等

エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(3) 提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による提出を行う。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送若しくは持参により提出することもできる。なお、帰国生徒特別選抜による募集に必要な書類は、原則志願者が持参により提出すること。

ア 調査書（出身中学校長が提出）

提出期間	令和8年1月27日（火）正午から2月10日（火）正午まで
提出方法	電子出願システムの案内に従って、電子データを提出する。このとき、中学校長の公印は省略する。

ただし、県外中学校等から出願の場合は、紙の調査書に公印を押印の上、出身中学校長又は志願者がその他必要な書類とともに、3(3)ウの方法により、郵送又は持参により提出する。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（出身中学校長が提出）

「令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」第3の3(3)(7ページ)による。

ウ その他必要な書類

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

「令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」第3の3(3)(7ページ)による。

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	志願者が郵送する場合	志願者が持参する場合
提出書類	その他必要な書類 ※送付表（様式21）は不要である。	
提出期間 及び 受付時間	令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。	令和8年2月16日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（火） 午前9時から正午まで
提出先	本校（川越市立川越高等学校）	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	志願者が窓口に持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。

4 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願することはできない。

5 第2志望

第2志望は認めない。

6 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和8年2月18日（水）午前9時から2月19日（木）午後4時まで
書類提出期間は、2月18日（水）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月19日（木）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ただし、上記期間に書類の提出ができない場合には、出身中学校長は事前に本校に連絡し、20日（金）午前9時から正午までの間に提出すること。

(2) 志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、3 出願(1)～(3)に準じて選択または入力を行い出願書類を提出する。

詳細は別途「電子出願の利用の手引き」（県ホームページに掲載）にて定める。

ア 入学選考手数料

改めて所定の手続きにより納付する。なお、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ 出願書類の提出

(ア) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式8）を、先に志願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」（様式9）の交付を受けた後、新たに持参により、出願書類を提出すること。

	先に志願した高等学校	新たに志願する高等学校
志願先変更を希望する者が提出するもの	志願先変更願（様式8）	志願先変更証明書（様式9） 調査書等…新たに作成したもの

(1) 志願先変更があつたときは、出身中学校長は新たに出願する高等学校長に、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を速やかに提出する。

(3) 本校の学科間における志願先変更

本校の学科間において志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、選択または入力を行い、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式8）と出願書類を、新たに持参により、本校校長に提出すること。

入学選考手数料については、改めて納入する必要はない。

7 志願取消

志願取消を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、志願取消を行う。その上で、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式10）を速やかに志願先高等学校長に持参により提出する。

詳細は、別途「電子出願の利用の手引き」（県ホームページに掲載）にて定める。

8 受検票

志願者は、「受検票」を令和8年2月20日（金）午後3時以降に電子出願システムの案内に従い、各自で印刷する。

9 学力検査

志願者は、令和8年2月26日（木）に本校で行われる学力検査を受検しなければならない。

急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～9:20	9:25～10:15 (50分)	休憩	10:35～11:25 (50分)	休憩	11:45～12:35 (50分)	昼食	13:30～14:20 (50分)	休憩	14:40～15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	社会	食	理科	憩	英語

10 面接

令和8年2月27日（金）に、本校で面接を実施する。

(1) 面接方法 集団面接とする。ただし、「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」、「帰国生徒特別選抜」による募集においては、個人面接とする。

(2) 詳細については、令和8年2月26日（木）の学力検査終了後に指示する。

11 追検査

(1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和8年3月3日（火）に実施する追検査を受検することができる。ただし、

令和8年2月27日（金）に実施する面接を受検した志願者は、追検査を受検できない。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者

イ 一部受検者※

(2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡とともに、「追検査受検願」（様式16）を令和8年2月27日（金）正午までに本校校長に提出する。

(3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式17）を交付する。

(4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(5) 「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者に対しては、令和8年2月27日（金）の面接は実施しない。

また、追検査においても面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、川越市立高等学校「地域特別選抜」による募集においては、令和8年3月3日（火）に面接を実施する。

(6) 追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

※ 一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。

ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で開始していない検査時間以降の教科とする。

12 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所

日時	令和8年3月6日（金）午前9時
場所	ウェブによる合否照会システムで行う。URL等は電子出願システム画面に表示される。
備考	本校校長は、「選抜結果通知書」（様式7）を入学許可候補者に交付する。 印刷については、電子出願システムにより各自で行う。

(2) 入学許可候補者は、令和8年3月6日（金）に、受検票を持参し、本校において交付書類を受け取ること。

(3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

II 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 その他

出願資格、出願・書類の提出等は、「令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

III 帰国生徒特別選抜による募集

1 募集人員等

一般募集に併せて実施する。

募集人員は7名以内とし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 その他

出願資格、出願・書類の提出等は、「令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

IV 川越市立高等学校「地域特別選抜」による募集

1 川越市立高等学校「地域特別選抜」の人員

募集人員の10%程度の範囲内とし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願条件

「1 一般募集」の「2 出願資格」を有する者で、かつ、川越市立中学校に在籍又は川越市内に在住し、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 学習・部活動・生徒会活動等で優れた実績又は資質を持っている者
- (2) 文化・スポーツ等に秀で、模範となる逸材であり、入学後も継続できる者

3 出願書類

地域特別選抜を希望する者は、一般募集の出願書類の他に「地域特別選抜志願書」、「出願資格証明書」及び公式記録等を証明するもの等を提出すること。

- (1) 「地域特別選抜志願書」には、文化・スポーツ等の具体的な種類と内容、入学を希望する理由、文化・スポーツ等の諸活動の状況及び成績について記入する。
- (2) 「出願資格証明書」には、出身中学校長は志願者が出願条件を満たしていることを記入する。

V その他の出願など

私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続きがある。手続等の詳細については、埼玉県教育委員会のホームページで公開されている「令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」第7（18～19ページ）による。

なお、出願承認の申請は可能な限り令和8年2月6日（金）までに行うこととなっているので、早めに本校へ相談すること。

報告事項(2)

川越市立小・中学校水泳指導及び
施設の在り方に係る検証報告について

(教育指導課)

川越市立小・中学校水泳指導及び施設の在り方に係る検証報告

【期間：令和5年度から7年度】

令和7年12月11日

川越市教育委員会

学校教育部 教育指導課

目次

1 水泳指導についての考え方	1
2 検証の目的	1
3 試行事業の概要	1
(1) 委託事業の実際	1
(2) 共用事業の実際	7
4 アンケート調査及び効果検証	7
(1) アンケート調査の結果について	8
①委託事業	8
②共用事業	34
(2) 効果検証について	39
①委託事業	39
②共用事業	42
5 コストの比較	44
(1) プール更新に係る総費用	44
(2) 民間施設を活用した水泳授業を実施した場合の総費用	45
(3) 1校あたりのコスト比較	45
6 今後の取組について	46
(1) 総括	46
(2) 今後の方向性について	46
(3) 今後の民間プールを活用した見通し	47
7 おわりに	49

1 水泳指導についての考え方

学習指導要領では、「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わなきことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること」とされている。

こうした水泳指導の位置づけについて、本市では、令和4年度に市立小・中学校の校長との話し合いや、体育主任も含めたアンケートを実施した結果から、義務教育で「泳ぐ」ということを指導することは、児童生徒に生涯親しめるスポーツとしての水泳を体験させるだけでなく、水の事故から身を守る運動を学ばせる機会であって、高い教育的効果を持つものであると認識されていることが分かった。

のことから、市立小・中学校での水泳の指導については、今後も教育課程に位置づけ、実技としての授業を継続していくことが必要であると考えるものである。

2 検証の目的

令和4年12月に、「川越市立小・中学校の水泳授業及びプール施設のあり方について」において、これまでと変わらず、学校の教育課程に位置づけ、授業として実施していくにあたり課題を改善し、より効率的で効果的な水泳指導にするために、地域の人的・物的資源の活用について検討を進めていく必要があると考えた。

そこで、「公設・民設のプール施設を活用した水泳指導を委託すること」及び「複数の学校でプール施設を共有すること」について、令和5年度から試行的に実施してきた。

3 試行事業の概要

(1) 委託事業の実際

○目的

体育科における水遊び（1・2年生）及び水泳運動（3～6年生）における指導を民間スポーツクラブに業務委託することにより、水泳施設及び指導業務を確保し、以下に記す効果を得ることで、効率的効果的で円滑的な水泳指導に資すること。

○期待される効果

- ・天候に左右されない計画的な水泳授業の実施
- ・専門性の高いインストラクターの指導による児童の泳力の向上
- ・児童の安全の確保
- ・学校プールの維持管理費、改修・更新費用等に係る経費削減

○モデル校・実施場所・期間

モデル校 令和7年度児童数	実施場所	期間		
		令和5年度*2	令和6年度	令和7年度
仙波小学校 児童数：731人	セントラルスイム クラブ川越店 (セントラルスポーツ株式会社)	令和5年5月15日 から 令和5年7月10日 まで	令和6年5月13日 から 令和6年12月10日 まで	令和7年5月12日 から 令和7年12月16日 まで
南古谷小学校 児童数：924人	イトマンスポーツ スクエア南古谷店 (株式会社イトマンスポーツウェルネス)*1	令和5年5月25日 から 令和5年7月6日 まで	令和6年5月9日 から 令和6年12月5日 まで	令和7年5月8日 から 令和7年11月20日 まで

新宿小学校 児童数：611人	川越スイミング クラブ (株式会社シンワ・スポーツ・サービス)			令和7年6月9日 から 令和7年7月7日 まで
武藏野小学校 児童数：682人				令和7年9月8日 から 令和7年12月15日 まで
上戸小学校 児童数：163人 ※第4及び5学年のみ実施	なぐわし公園 PiKOA 室内プール (コナミスポーツ株式会社)			令和7年9月10日 から 令和7年10月8日 まで

* 1 「株式会社イトマンスポーツウェルネス」は、令和6年12月に「株式会社ダンロップスポーツウェルネス」から社名変更

* 2 「令和5年度」の実施については、仙波小と南古谷小の第5及び第6学年のみ実施

○水泳指導時数

2 単位時間を使って、8コマ分の水泳領域の時数を確保した上で、体育科における水遊び及び水泳運動における指導については、原則、1学年につき4回（1回60分程度）の指導時間を確保する。

なお、移動時間及び着替え等準備、片付けに要する時間は指導時間に含めない。

○指導内容

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説体育編の内容を基本とし、実施校の年間指導計画の内容を基に、実施校とスポーツクラブで打合せの上、実施する。

○指導方法

- ・実施校とスポーツクラブで打合せの上、児童をグループ分けし、泳力別の指導を行う。
- ・各グループには、インストラクターを1名以上配置し、教員とのチームティーチングによる水泳指導を行う。
- ・安全面に十分配慮し、常時1名以上に監視員を配置する。

○施設

《場所》

実施校からの移動時間は、概ね10分以内の水泳施設とする。

《水泳施設》

- ・衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校環境衛生基準 第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」に基づく水質検査を実施していること。
- ・縦25メートル、横10メートル以上の大きさのプールで、水泳学習に適した施設とする。
- ・水深は0.9～1.2メートルの範囲とし、学年や泳力の状況によってプールフロア等で変更可能な措置をすること。
- ・コースロープ等の付設により、効果的な指導に必要な区切りを設けること。

《その他》

- ・体調不良や怪我等の児童を休ませることができる区切られた場所を確保すること。

- ・緊急時にすぐに使える場所（プールサイド等）にAEDを設置すること。
- ・男女別の更衣施設があり、着替えのために必要なスペースが充分に確保できること。また、入れ替えの時間に対応できる部屋の広さであること。

○移動手段

移動手段として、バス会社に業務委託することにより大型バスを必要台数確保し、バスの運行については、安全管理及び点検をした上で、実施校から水泳施設の敷地内までとする。

なお、施設から近い仙波小については徒歩での移動としている。

○モデル校の取組（令和7年度の取組から）

【仙波小学校 移動手段：徒歩】

該当児童は1年生（101人）、2年生（114人）、3年生（118人）、4年生（131人）5年生（128人）、6年生（121人）、特別支援学級（18人）で、スポーツクラブは、セントラルスイムクラブ川越店（川越市富士見町8番地6）、学校から徒歩5分の位置にある民間のスイミングクラブである。

授業日	該当学年		指導時間
令和7年 5月12日（月）	第5学年	1回目	13:45～14:45
令和7年 5月26日（月）	第6学年	1回目	13:45～14:45
令和7年 6月 2日（月）	第5学年	2回目	13:45～14:45
令和7年 6月 9日（月）	第6学年	2回目	9:30～10:30
令和7年 6月10日（火）	第3学年	1回目	9:30～10:30
令和7年 6月16日（月）	第5学年	3回目	13:45～14:45
令和7年 6月17日（火）	第3学年	2回目	9:30～10:30
令和7年 6月23日（月）	第6学年	3回目	13:45～14:45
令和7年 6月24日（火）	第3学年	3回目	9:30～10:30
令和7年 6月30日（月）	第5学年	4回目	13:45～14:45
令和7年 7月 1日（火）	第3学年	4回目	9:30～10:30
令和7年 7月 7日（月）	第6学年	4回目	13:45～14:45
令和7年 9月 9日（火）	第4学年	1回目	9:30～10:30
令和7年 9月16日（火）	第4学年	2回目	9:30～10:30
令和7年 9月30日（火）	第4学年	3回目	9:30～10:30
令和7年10月 日（火）	第4学年	4回目	9:30～10:30
令和7年10月21日（火）	第1学年	1回目	9:30～10:30
令和7年10月21日（火）	特別支援学級	1回目	9:30～10:30
令和7年10月28日（火）	第2学年	1回目	9:30～10:30
令和7年11月 4日（火）	第1学年	2回目	9:30～10:30
令和7年11月 4日（火）	特別支援学級	2回目	9:30～10:30
令和7年11月11日（火）	第2学年	2回目	9:30～10:30
令和7年11月25日（火）	第1学年	3回目	9:30～10:30
令和7年11月25日（火）	特別支援学級	3回目	9:30～10:30
令和7年12月 2日（火）	第2学年	3回目	9:30～10:30

令和7年12月 9日 (火)	第1学年	4回目	9:30～10:30
令和7年12月 9日 (火)	特別支援学級	4回目	9:30～10:30
令和7年12月16日 (火)	第2学年	4回目	9:30～10:30

【南古谷小学校 移動手段：バス】

該当児童は1年生(119人)、2年生(134人)、3年生(160人)、4年生(151人)、5年生(151人)、6年生(176人)、特別支援学級(33人)で、スポーツクラブは、イトマンスポーツスクエア南古谷(川越市泉町1番1号)、学校からは1キロ程度の位置にある民間のスポーツクラブである。

授業日	該当学年		指導時間
令和7年 5月 8日 (木)	第6学年	1回目	9:20～10:20
	第4学年	1回目	10:30～11:30
	第5学年	1回目	13:20～14:20
令和7年 5月 15日 (木) ※学校事情で50分実施	第6学年	2回目	9:20～10:10
	第4学年	2回目	10:20～11:10
	第5学年	2回目	12:55～13:45
令和7年 5月 29日 (木)	第6学年	3回目	9:20～10:20
	第5学年	3回目	10:30～11:30
	第4学年	3回目	13:20～14:20
令和7年 6月 12日 (木)	第5学年	4回目	9:20～10:20
	第4学年	4回目	10:30～11:30
	第6学年	4回目	13:20～14:20
令和7年 9月 11日 (木)	第1学年	1回目	9:20～10:20
	第2学年	1回目	10:30～11:30
	第3学年	1回目	13:20～14:20
令和7年 9月 18日 (木)	第1学年	1回目	9:20～10:20
	特別支援学級		
	第2学年	1回目	10:30～11:30
	第3学年	1回目	13:20～14:20
令和7年 10月 9日 (木)	第1学年	2回目	9:20～10:20
	第2学年	2回目	10:30～11:30
	第3学年	2回目	13:20～14:20
令和7年 10月 23日 (木)	第1学年	2回目	9:20～10:20
	第3学年	3回目	10:30～11:30
	第3学年	2回目	13:20～14:20
令和7年 10月 30日 (木)	第1学年	3回目	9:20～10:20
	特別支援学級		
	第2学年	2回目	10:30～11:30
	第2学年	3回目	13:20～14:20
令和7年 11月 6日 (木)	第1学年	3回目	9:20～10:20
	特別支援学級		
	第2学年	3回目	10:30～11:30

	第3学年	3回目	13:20～14:20
令和7年11月13日(木)	第1学年	4回目	9:20～10:20
	第2学年	4回目	10:30～11:30
	第3学年	4回目	13:20～14:20
令和7年11月20日(木)	第1学年 特別支援学級	4回目	9:20～10:20
	第2学年	4回目	10:30～11:30
	第3学年	4回目	13:20～14:20

【新宿小学校 移動手段：バス】

該当児童は1年生（100人）、2年生（79人）、3年生（96人）、4年生（97人）5年生（96人）、6年生（120人）、特別支援学級（23人）で、スポーツクラブは、川越スイミングスクール（川越市旭町2丁目15番地7）、学校からは1.4キロ程度の位置にある民間のスポーツクラブである。

授業日	該当学年		指導時間
令和7年 6月 9日(月)	第1・2学年 特別支援学級	1回目	9:15～10:05
	第3・4学年	1回目	10:40～11:30
	第5・6学年	1回目	14:10～15:00
令和7年 6月16日(月)	第1・2学年 特別支援学級	2回目	9:15～10:05
	第3・4学年	2回目	10:40～11:30
	第5・6学年	2回目	14:10～15:00
令和7年 6月30日(月)	第1・2学年 特別支援学級	3回目	9:15～10:05
	第3・4学年	3回目	10:40～11:30
	第5・6学年	3回目	14:10～15:00
令和7年 7月 7日(月)	第1・2学年 特別支援学級	4回目	9:15～10:05
	第3・4学年	4回目	10:40～11:30
	第5・6学年	4回目	14:10～15:00

※実施校とスポーツクラブの打合せ上、50分での実施

【武蔵野小学校 移動手段：バス】

該当児童は1年生（103人）、2年生（114人）、3年生（119人）、4年生（113人）5年生（96人）、6年生（111人）、特別支援学級（27人）で、スポーツクラブは、川越スイミングスクール（川越市旭町2丁目15番地7）、学校からは1.4キロ程度の位置にある民間のスポーツクラブである。

授業日	該当学年		指導時間
令和7年 9月 8日(月)	第2学年	1回目	9:15～10:05
	第5学年 特別支援学級	1回目	10:40～11:30

	第6学年	1回目	14:10～15:00
令和7年 9月22日（月）	第2学年	2回目	9:15～10:05
	第5学年 特別支援学級	2回目	10:40～11:30
	第6学年	2回目	14:10～15:00
令和7年10月 6日（月）	第2学年	3回目	9:15～10:05
	第5学年 特別支援学級	3回目	10:40～11:30
	第6学年	3回目	14:10～15:00
令和7年10月20日（月）	第2学年	4回目	9:15～10:05
	第5学年 特別支援学級	4回目	10:40～11:30
	第6学年	4回目	14:10～15:00
令和7年10月27日（月）	第1学年	1回目	9:15～10:05
	第3学年	1回目	10:40～11:30
	第4学年	1回目	14:10～15:00
令和7年12月 1日（月）	第1学年	2回目	9:15～10:05
	第3学年	2回目	10:40～11:30
	第4学年	2回目	14:10～15:00
令和7年12月 8日（月）	第1学年	3回目	9:15～10:05
	第3学年	3回目	10:40～11:30
	第4学年	3回目	14:10～15:00
令和7年12月15日（月）	第1学年	4回目	9:15～10:05
	第3学年	4回目	10:40～11:30
	第4学年	4回目	14:10～15:00

※実施校とスポーツクラブの打合せ上、50分での実施

【上戸小学校 移動手段：バス】

該当児童は4年生（80人）5年生（83人）、6年生（176人）、特別支援学級（33人）で、スポーツクラブは、なぐわし公園 PiKOA 内にあるコナミスポーツクラブ（川越市鯨井1216）、学校からは2キロ程度の位置にある民間のスポーツクラブである。

授業日	該当学年		指導時間
令和7年 9月10日（水）	第5学年	1回目	9:30～10:30
	第4学年	1回目	10:35～11:35
令和7年 9月17日（水）	第5学年	2回目	9:20～10:10
	第4学年	2回目	10:20～11:10
令和7年10月 1日（水）	第5学年	3回目	9:20～10:20
	第4学年	3回目	10:30～11:30
令和7年10月 8日（水）	第5学年	4回目	9:20～10:20
	第4学年	4回目	10:30～11:30

(2) 共用事業の実際

○目的・期待される効果

学校プール施設を複数の学校で共用することにより、小・中学校プール施設の全体での維持管理費、改修・更新費用等に係る経費削減を図り、使用する学校プール施設の維持のための修繕等の充実に資する。

○モデル校・実施場所・移動方法・期間

学校プール施設を複数の学校で共用することについては、例えば、福原小・中や霞ヶ関東小・中、川越西小・中など、施設が隣接している学校であれば、児童生徒の移動時間や移動時の安全確保といったデメリットがなくなることから、以下のとおりモデル校を設定した。

モデル校	実施場所	移動方法	期間
福原小学校	福原中学校プール	徒歩	令和5年7月5日
福原中学校	福原小学校プール		(1回)

○モデル校の取組（令和5年度の取組から）

該当児童生徒は、福原小6年生（129人）、福原中1年生（121人）で、一部学年において小学生は中学校のプールを、中学生は小学校のプールを使用し、どちらの施設を共用するのか、安全を確保した上で水泳指導を行う場合にはどちらの施設がふさわしいのか等の課題把握をするものである。

実施日のタイムスケジュール					
福原小学校			福原中学校		
休み時間	10:25～10:50	着替え・移動	休み時間	10:40～10:50	着替え・移動
第3校時	10:50～11:35	6-1, 6-2 6-3, 6-4	第3校時	10:50～11:40	1-1, 1-2
休み時間	11:35～11:45	※着替え・ 移動 20分	休み時間	11:40～11:50	着替え・移動
第4校時	11:45～12:30		第4校時	11:50～12:40	1-3, 1-4

4 アンケート調査及び効果検証

試行事業が、「2 検証の目的」を達成できたどうかを検証するため、試行事業を実施した該当小中学校の教員と児童生徒を対象としたアンケート調査を実施した。アンケート調査は、以下の【検証の視点】に基づいて項目が設定されたものである。

以下に、アンケート調査の結果と、それを基に行った効果検証について記述する。

【検証の視点】

①委託事業

- ・年間指導計画における実施可能な時期
- ・移動時間により教育課程に影響のない実現可能な距離
- ・移動手段（徒歩、バス）
- ・移動中及び授業中の安全面の確保
- ・学校と委託先との事前の打合せ事項

②共用事業

- ・移動時間による前後の教育課程への影響
- ・水深が異なることによる安全面の課題

- ・2校間の時間割の調整
- ・2校間の施設の管理体制の調整

(1) アンケート調査の結果について ※集計途中

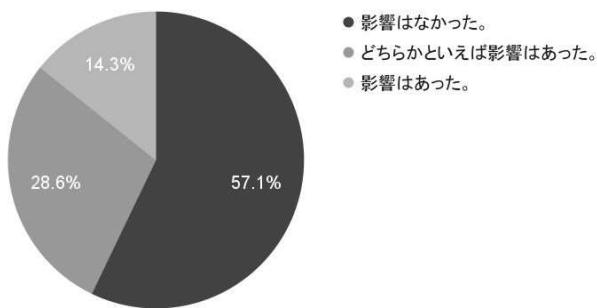
①委託事業

I 仙波小 ※令和7年7月末日実施分まで

【教職員】回答者7名（3年担任3名 5年担任1名 6年担任3名）

1-1 移動時間による前後の教育課程への影響はありましたか。

- ①影響はなかった。 ②どちらかといえば影響はなかった。
 ③どちらかといえば影響はあった。 ④影響はあった。

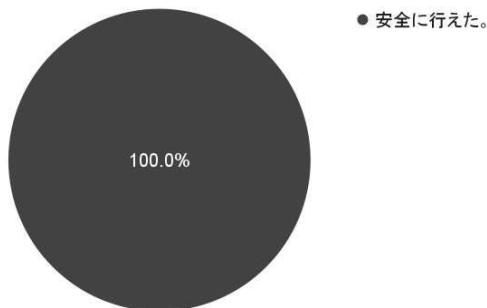


1-2 1-1で「どちらかといえば影響はあった」「影響はあった」と回答した方は、どのような影響がありましたか。

- ・1時間目が半分くらいしか使えなかった。
 ・1時間目が着替えや移動を含めると、20分くらいしか授業ができませんでした。
 ・移動距離は短いが、行きと帰りで何だかんだ時間がかかる。

2-1 学校からスポーツクラブまでの徒歩の移動は安全に行えましたか。

- ①安全に行えた。 ②どちらかといえば安全に行えた。
 ③どちらかといえば安全に行えなかった。 ④安全に行えなかった。

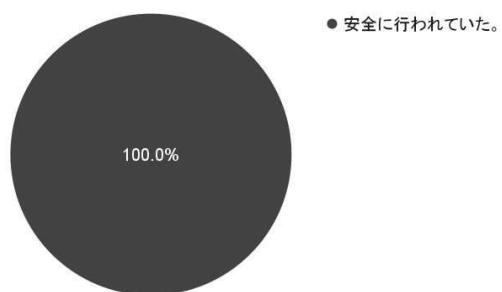


2-2 2-1で「どちらかといえば安全に行えなかつた」「安全に行えなかつた」と回答した方は、どのような部分が安全でないと感じましたか。

回答無し

3-1 スポーツクラブでの水泳授業は安全に行われていましたか。

- ①安全に行われていた。 ②どちらかといえば安全に行われていた。
- ③どちらかといえば安全に行われていなかつた。 ④安全に行われていなかつた。

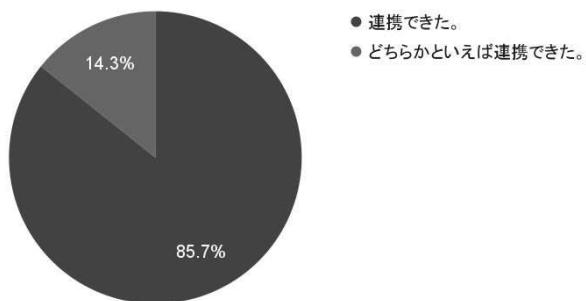


3-2 3-1で「どちらかといえば安全に行えていなかつた」「安全に行えていなかつた」と回答した方は、どのような部分が安全でないと感じましたか。

回答無し

4 実施にあたり、指導内容等スポーツクラブのインストラクターとの連携はスムーズにできましたか。

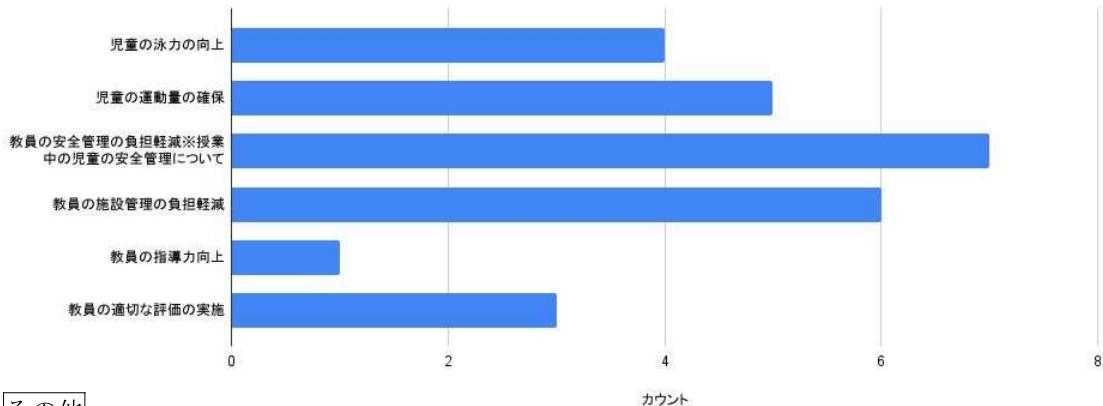
- ①連携できた。 ②どちらかといえば連携できた。
- ③どちらかといえば連携できなかつた。 ④連携できなかつた。



5 スポーツクラブで行った水泳の授業により効果があつた点についてお答えください。

(複数回答可)

- ・児童の泳力の向上 ・児童の運動量の確保
- ・教員の安全管理の負担軽減※授業中の児童の安全管理について
- ・教員の施設管理の負担軽減 ・教員の指導力向上
- ・教員の適切な評価の実施 ・その他



【その他】

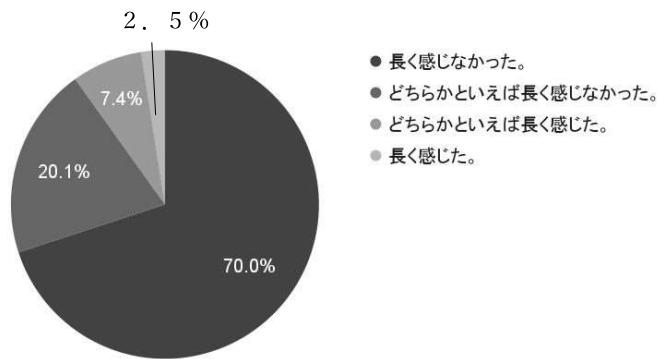
- ・天候や気温に左右されないこと
- ・プールの中で入れる台で深さを調節できること

【児童用】3・4・5・6年生向けアンケート

回答者323名（3年生102名 5年生113名 6年生108名）

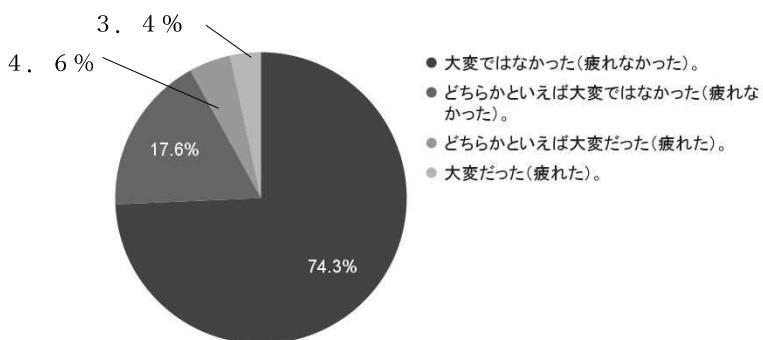
1 学校からスポーツクラブまでの徒歩の移動時間は長く感じましたか。

- ①長く感じなかった。 ②どちらかといえば長く感じなかった。
 ③どちらかといえば長く感じた。 ④長く感じた。



2-1 学校からスポーツクラブまでの徒歩の移動は大変でしたか（疲れましたか）。

- ①大変ではなかった（疲れなかった）。
 ②どちらかといえば大変ではなかった（疲れなかった）。
 ③どちらかといえば大変だった（疲れた）。
 ④大変だった（疲れた）。

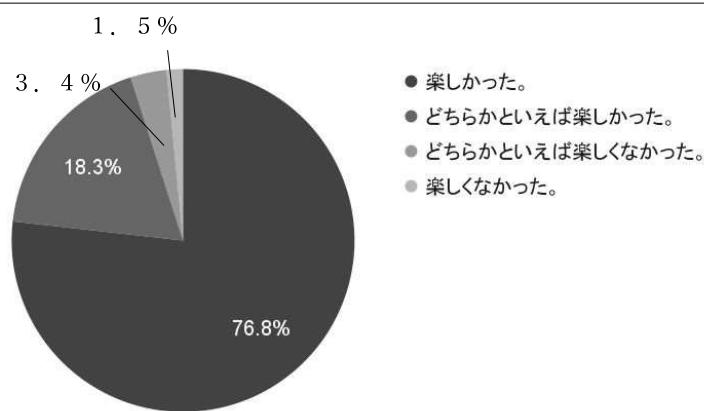


2-2 2-1で「大変だった」「どちらかといえば大変だった」と回答した方は、どのような部分が大変でしたか（疲れましたか）。

- ・暑かったし、横断歩道のところが一番大変だった。
- ・先生の歩く速さが少し早かった。
- ・運動した後や立ったままの状態だと長距離移動の疲れが大きくなりました
- ・移動するときに裸足になるときに大変だった
- ・荷物が重くて疲れた
- ・プールで体力を使ったから
- ・スポーツクラブから直線で曲がるところまでがつかれました。
- ・暑い日は日差しに照らされているから
- ・歩くこと
- ・暑かったり、寒かったりした。（特に暑かったです。）
- ・歩くのが疲れる。
- ・移動しているときの信号で走らなきやいけないところ。
- ・暑い
- ・暑かったから
- ・暑い中歩くことになったのが
- ・連続してやったから
- ・荷物が重かったし体力が削れてたから。
- ・直射日光が当たる
- ・横断歩道を渡るところでの大変さ
- ・荷物を持って移動するのが大変だったから。水筒を持っていくのも大変だったから
- ・足をけがしたから大変でした。バタ足をしていてつかれました。

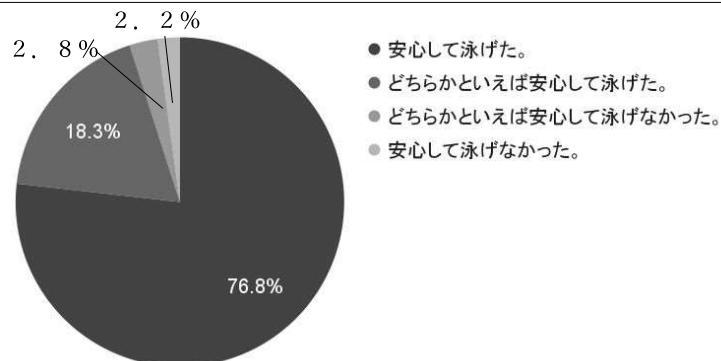
3-1 スポーツクラブでの水泳授業は楽しかったですか。

- ①楽しかった。
- ②どちらかといえば楽しかった。
- ③どちらかといえば楽しくなかった。
- ④楽しくなかった。



3-2 スポーツクラブでの水泳授業は安心して泳げましたか。

- ①安心して泳げた。 ②どちらかといえば安心して泳げた。
③どちらかといえば安心して泳げなかった。 ④安心して泳げなかった。

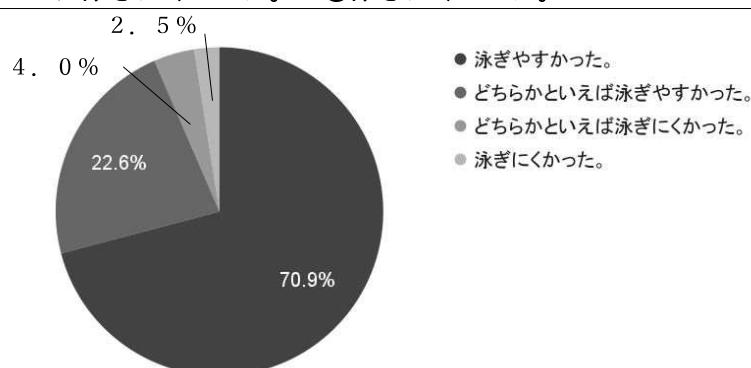


3-3 3-2で「安心して泳げなかった」「どちらかといえば安心して泳げなかった」と回答した方は、どのような部分が不安でしたか。

- ・水の深さとかあって浮かぶのが怖くて安心して泳げなかったです。
- ・水泳自体が苦手
- ・下が深かったからちょっとおぼれた
- ・先生が支えてくれるのはありがたいが、正直先生が支えると不安定になって逆に溺れやすくなるから
- ・蹴伸びをするとあんまり距離が伸びづらい、すぐ止まっちゃう
- ・鼻に水が入るのが怖かった
- ・水の事件が起きるかもしけなかったから
- ・黄色い部分（輪っかみたいなもの、区切りをついているもの）が引っかかり血が出てしまうし、排水口みたいな金具の部分（銀色の部分）が引っかかると痛いところが安心して泳げませんでした
- ・おぼれるのが怖かった。
- ・沈みそうだった。
- ・水しぶきの音
- ・となりの人が泳ぐのが速くて、キックしているときとなりの人の足がぶつかることがあるから

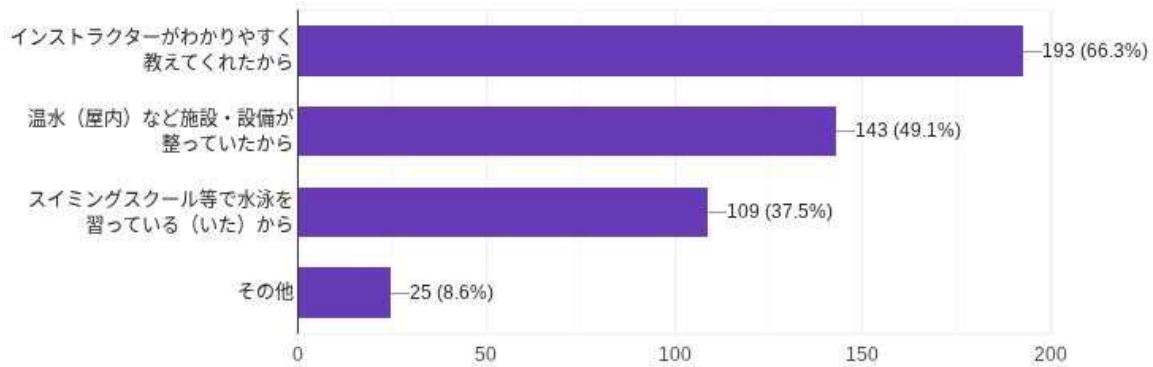
4-1 スポーツクラブのプールを使うことやインストラクターによる授業は泳ぎやすかったですか。

- ①泳ぎやすかった。 ②どちらかといえば泳ぎやすかった。
③どちらかといえば泳ぎにくかった。 ④泳ぎにくかった。



4-2 4-1で「泳ぎやすかった」「どちらかといえば泳ぎやすかった」と回答した方は、泳ぎやすかった理由を教えてください。(複数回答可)

- ・インストラクターがわかりやすく教えてくれたから
- ・温水（屋内）など施設・設備が整っていたから
- ・スイミングスクール等で水泳を習っている（いた）から
- ・その他

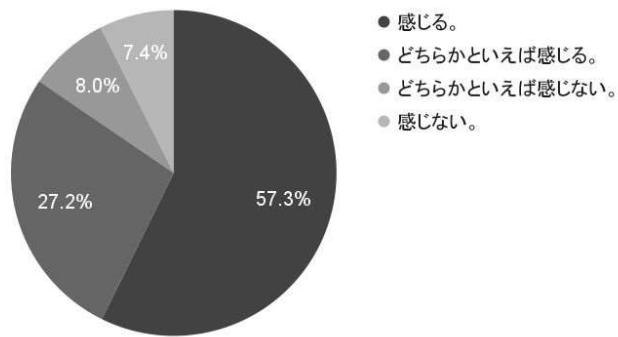


4-3 4-2で「その他」と回答した方は、その内容を教えてください。

- ・泳げるようになってうれしかったです
- ・悪いところはしっかり教えてくれたから
- ・ちゃんと泳ぎ方をわかりやすく教えてくれました。
- ・インストラクターの人たちが見守っていてくれて安心して泳げた
- ・泳いでいるとき進まなくなったりときに少し押してくれてまた泳げたところ
- ・みんなも泳げて、できるとおもったから
- ・きれいだったから
- ・優しく教えてくれるから
- ・下にある、板がおいてあったし、ビート板があつてやりやすかった
- ・コーチや先生が手伝ってくれたから
- ・水泳が得意、好きだから
- ・背が小さいひとでも溺れないように台が置いてあるから。苦手な人でも泳げるようになっているから。
- ・室内だから
- ・蹴伸びからのバタ足をして「今度はクロールやってみなよ！」と言われてやつたらスイスイと泳げたので、本当に感謝していました。
- ・インストラクターが優しく教えてくれたから。
- ・先生に教えてもらったから
- ・熱中症のリスクが少なかったから。
- ・プールの深さがちょうどよかったです、泳ぎやすかったから

4-4 スポーツクラブのインストラクターの授業を受けて、以前よりも自分が泳げるようになったと感じますか。

- ①感じる。 ②どちらかといえば感じる。
③どちらかといえば感じない。 ④感じない。

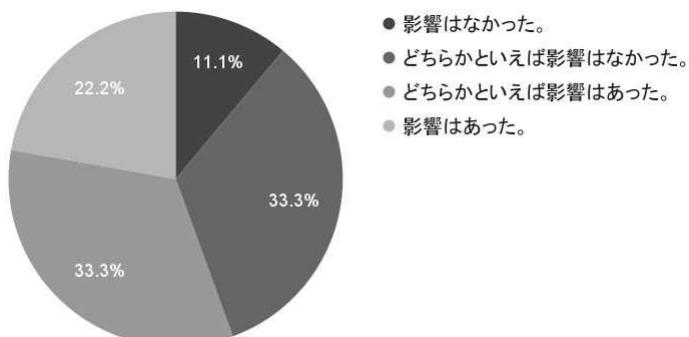


II 南古谷小 ※令和7年7月末日実施分まで

【教職員】回答者9名（4年担任3名 5年担任1名 6年担任5名）

1-1 移動時間による前後の教育課程への影響はありましたか。

- ①影響はなかった。 ②どちらかといえば影響はなかった。
③どちらかといえば影響はあった。 ④影響はあった。

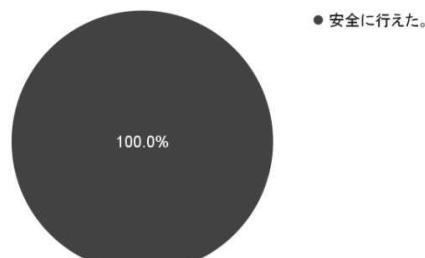


1-2 1-1で「どちらかといえば影響はあった」「影響はあった」と回答した方は、どのような影響がありましたか。

- ・時間が決まっているので、特定の教科の授業が削られてしまうことがあった。（他の時間で補填した）
- ・給食時間の変更など
- ・毎週木曜日の授業がなくなることが多く、授業の調整が難しいところがあった。
- ・授業数の減少
- ・水泳授業以外に、1時間分授業時間が必要（教科担任制の出授業に影響）
- ・学校に戻ってきた次の時間が半分ぐらいしかできなかつた。

2-1 学校からスポーツクラブまでのバスの移動は安全に行えましたか。

- ①安全に行えた。 ②どちらかといえば安全に行えた。
- ③どちらかといえば安全に行えなかつた。 ④安全に行えなかつた。

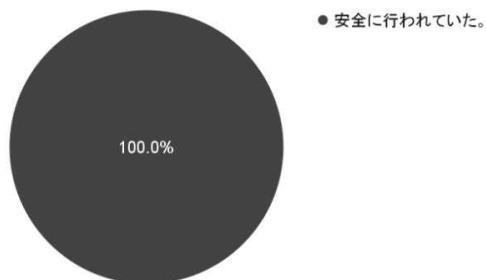


2-2 2-1で「どちらかといえば安全に行えなかつた」「安全に行えなかつた」と回答した方は、どのような部分が安全でないと感じましたか。

- 回答無し

3-1 スポーツクラブでの水泳授業は安全に行われていましたか。

- ①安全に行われていた。 ②どちらかといえば安全に行われていた。
- ③どちらかといえば安全に行わされていなかつた。 ④安全に行わされていなかつた。

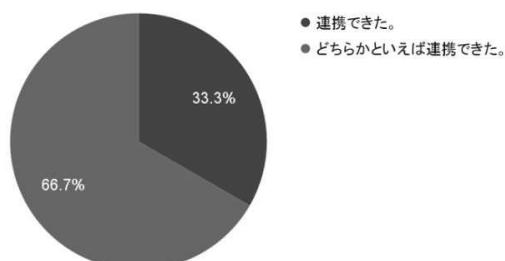


3-2 3-1で「どちらかといえば安全に行えていなかつた」「安全に行えていなかつた」と回答した方は、どのような部分が安全でないと感じましたか。

- 回答無し

4 実施にあたり、指導内容等スポーツクラブのインストラクターとの連携はスムーズにできましたか。

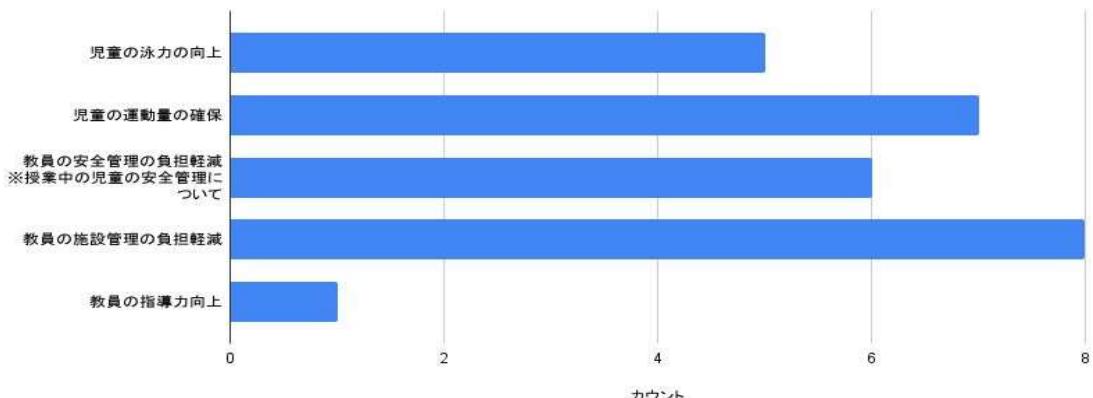
- ①連携できた。 ②どちらかといえば連携できた。
- ③どちらかといえば連携できなかつた。 ④連携できなかつた。



5 スポーツクラブで行った水泳の授業により効果があった点についてお答えください。

(複数回答可)

- ・児童の泳力の向上 　・児童の運動量の確保
- ・教員の安全管理の負担軽減※授業中の児童の安全管理について
- ・教員の施設管理の負担軽減 　・教員の指導力向上
- ・教員の適切な評価の実施 　・その他

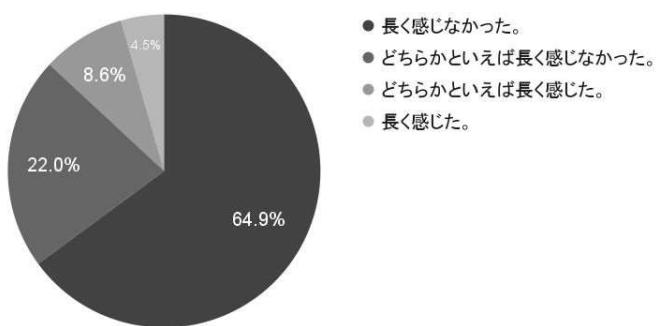


【児童用】3・4・5・6年生向けアンケート

回答者 359名 (4年生 110名 5年生 123名 6年生 126名)

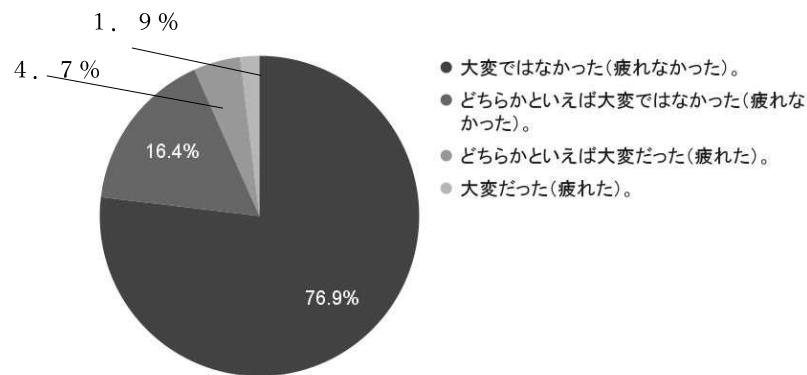
1 学校からスポーツクラブまでのバスの移動時間は長く感じましたか。

- ①長く感じなかった。 ②どちらかといえば長く感じなかった。
- ③どちらかといえば長く感じた。 ④長く感じた。



2-1 学校からスポーツクラブまでのバスの移動は大変でしたか（疲れましたか）。

- ①大変ではなかった（疲れなかった）。
- ②どちらかといえば大変ではなかった（疲れなかった）。
- ③どちらかといえば大変だった（疲れた）。
- ④大変だった（疲れた）。

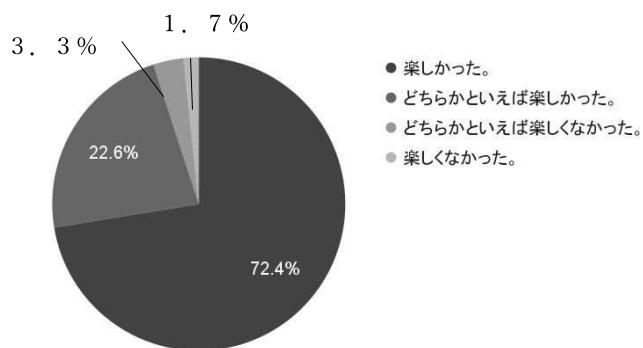


2-2 2-1で「大変だった」「どちらかといえば大変だった」と回答した方は、どのような部分が大変でしたか（疲れましたか）。

- ・いろんなことをして大変だったし、つらかったから
- ・集まってみんなでバスに乗るところ。
- ・1号車のバスの出発が早い
- ・車酔いしたから。
- ・帰りのバスで、時間があまりなく、大変だった
- ・着替えるとき
- ・バスの時間がはやかったり、動いて止まってをくりかえしていたのでつかれてしまいました
- ・荷物を運ぶところ
- ・髪の毛がふけていなかつたり、一号車なので着替えるのも大変で疲れました。
- ・時間が早めだったので、少し調整が難しかった
- ・1号車だったから、準備や移動が大変だった
- ・バスに間に合わせないといけないとか焦ってしまう
- ・バスから降りて5組をまつときに暑いから
- ・終わってバスに乗ると疲労でよってしまいそうになるから。
- ・車酔いしたこと
- ・いちいち学校外に行って、一号車の人たちは、早く出ないといけないのが大変だった。
- ・バスだから吐き気がした。

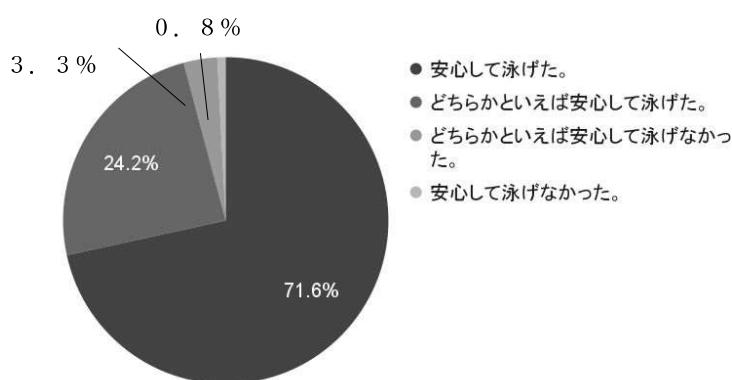
3-1 スポーツクラブでの水泳授業は楽しかったですか。

- ①楽しかった。 ②どちらかといえば楽しかった。
③どちらかといえば楽しくなかった。 ④楽しくなかった。



3-2 スポーツクラブでの水泳授業は安心して泳げましたか。

- ①安心して泳げた。 ②どちらかといえば安心して泳げた。
③どちらかといえば安心して泳げなかつた。 ④安心して泳げなかつた。

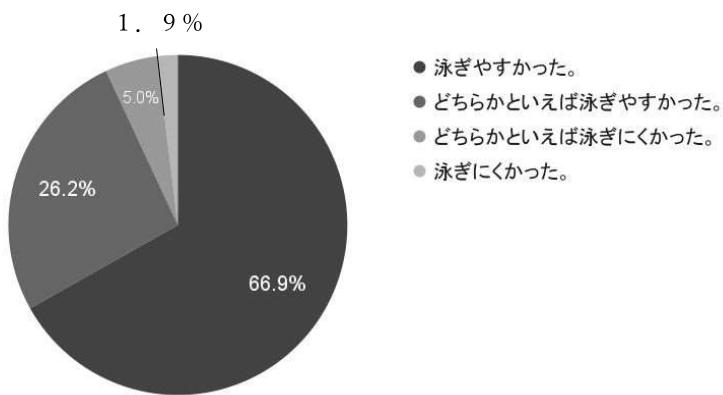


3-3 3-2で「安心して泳げなかつた」「どちらかといえば安心して泳げなかつた」と回答した方は、どのような部分が不安でしたか。

- ・水の中にある踏み台がズレて不安だった。
- ・疲れて泳ぎづらかった
- ・足がつかない
- ・クロールとかが難しかった
- ・潜らなきやいけないから
- ・スポーツクラブの先生が一人しかいなくて不安だった
- ・顔に水がかかるのが怖かったから。
- ・もともと泳げないから
- ・イトマンで他の人の膝が顔に当たって怖くなつたから
- ・おぼれそうでこわいから
- ・赤い台に引っかかたりしてけがしたから
- ・ちょっと深い

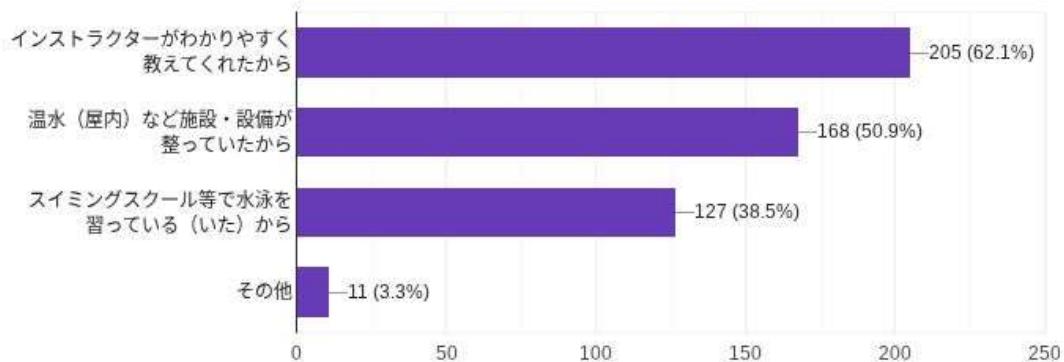
4-1 スポーツクラブのプールを使うことやインストラクターによる授業は泳ぎやすかったですか。

- ①泳ぎやすかった。 ②どちらかといえば泳ぎやすかった。
- ③どちらかといえば泳ぎにくかった。 ④泳ぎにくかった。



4-2 4-1で「泳ぎやすかった」「どちらかといえば泳ぎやすかった」と回答した方は、泳ぎやすかった理由を教えてください。(複数回答可)

- ・インストラクターがわかりやすく教えてくれたから
- ・温水（屋内）など施設・設備が整っていたから
- ・スイミングスクール等で水泳を習っている（いた）から
- ・その他



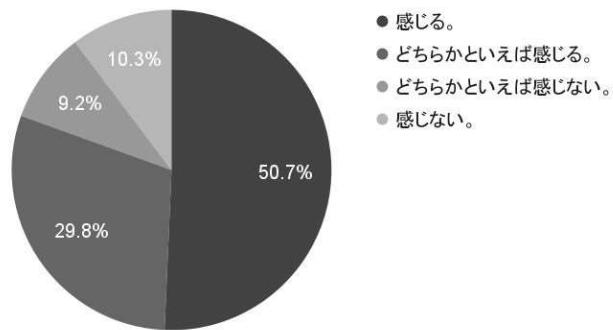
4-3 4-2で「その他」と回答した方は、その内容を教えてください。

- ・プールになにも浮いていなかったからです
- ・友達やインストラクターが詳しく教えてくれたから
- ・詳しく教えてくれた
- ・友達のを参考にできたから。
- ・中止とかがないので、集中して取り組むことができたから。

- ・ビート板をつかったから
- ・①いろいろなことをサポートしてくれて、安心できたから。②楽しい要素も入れてくれて少しずつ水になれさせてくれたから。
- ・知ってるコーチがいたから
- ・先生が優しく教えてくれた

4-4 スポーツクラブのインストラクターの授業を受けて、以前よりも自分が泳げるようになったと感じますか。

- ①感じる。 ②どちらかといえば感じる。
 ③どちらかといえば感じない。 ④感じない。

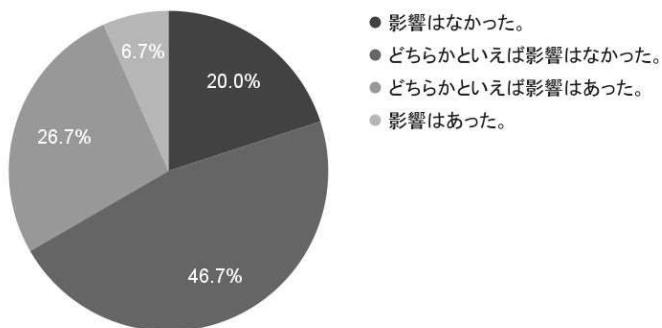


III 新宿小

【教職員】回答者 15名（1年担任 2名 2年担任 2名 3年担任 3名 4年担任 3名 5年担任 1名 6年担任 3名 特別支援学級担任 1名）

1-1 移動時間による前後の教育課程への影響はありましたか。

- ①影響はなかった。 ②どちらかといえば影響はなかった。
 ③どちらかといえば影響はあった。 ④影響はあった。

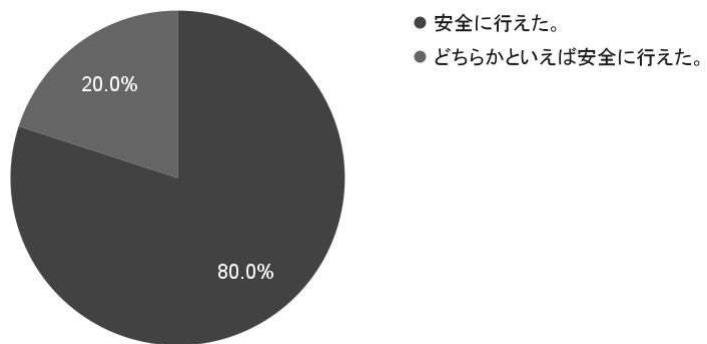


1-2 1-1で「どちらかといえば影響はあった」「影響はあった」と回答した方は、どのような影響がありましたか。

- ・帰りは、渋滞で移動時間が多くかかったため、3時間目の授業に食い込んでしまうことがあった。
- ・学校へ帰るまで時間が、道路の渋滞によってかなり変動した。3時間目の四分の三くらいから授業が始まる形であった。
- ・移動前の授業時間が少し短くなる
- ・掃除ができない。
- ・時間が決められているので、休み時間ではなく、授業の途中で準備をする必要があった。

2-1 学校からスポーツクラブまでのバスの移動は安全に行えましたか。

- ①安全に行えた。
- ②どちらかといえば安全に行えた。
- ③どちらかといえば安全に行えなかつた。
- ④安全に行えなかつた。

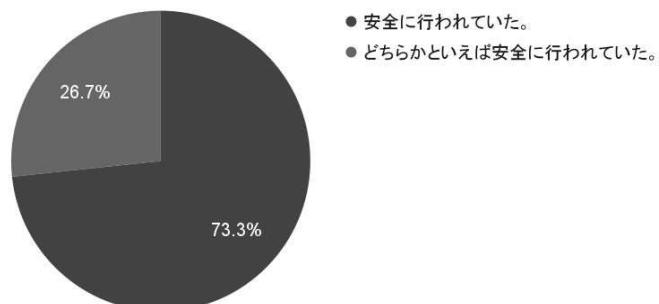


2-2 2-1で「どちらかといえば安全に行えなかつた」「安全に行えなかつた」と回答した方は、どのような部分が安全でないと感じましたか。

回答無し

3-1 スポーツクラブでの水泳授業は安全に行われていましたか。

- ①安全に行われていた。
- ②どちらかといえば安全に行われていた。
- ③どちらかといえば安全に行われていなかつた。
- ④安全に行われていなかつた。

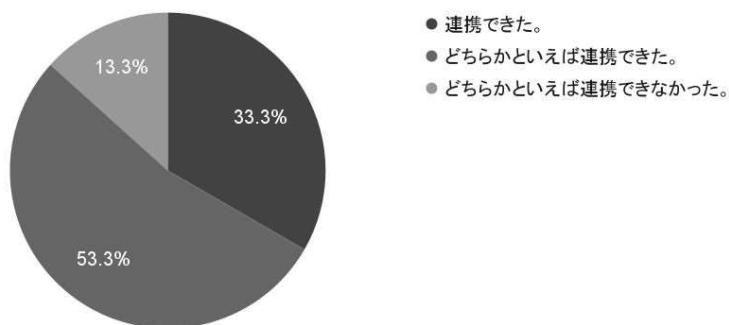


3-2 3-1で「どちらかといえば安全に行えていなかった」「安全に行えていなかった」と回答した方は、どのような部分が安全ではないと感じましたか。

- ・全体的に安全に行えていたと感じたが、準備運動について確認ができていなかったため。
- ・指導の中に準備運動・整理運動の時間がなかった

4 実施にあたり、指導内容等スポーツクラブのインストラクターとの連携はスムーズにできましたか。

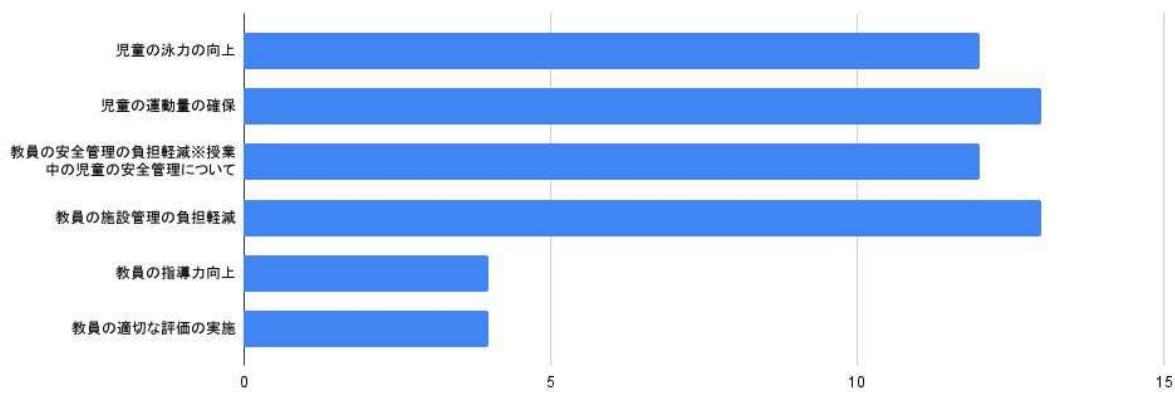
- ①連携できた。 ②どちらかといえば連携できた。
- ③どちらかといえば連携できなかつた。 ④連携できなかつた。



5 スポーツクラブで行った水泳の授業により効果があった点についてお答えください。

(複数回答可)

- ・児童の泳力の向上 ②児童の運動量の確保
- ・教員の安全管理の負担軽減※授業中の児童の安全管理について
- ・教員の施設管理の負担軽減 ③教員の指導力向上
- ・教員の適切な評価の実施 ④その他



その他

- ・屋外プールに不慣れな児童による衛生面への心配や虫、落ち葉の混入などへの忌避感の軽減

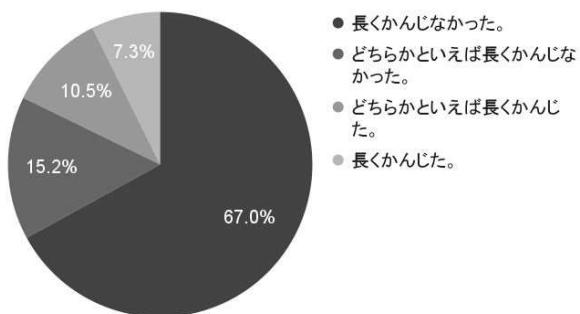
・とてもよい試みであったと感じています。ぜひこれからも継続してほしいです。児童の泳力向上や安全面、熱中症のリスクなど、これからの水泳学習のあり方だと感じました。実施させていただき、本当にありがとうございました。

【児童用】1・2年生向けアンケート

回答者191名（1年生101名 2年生90名）

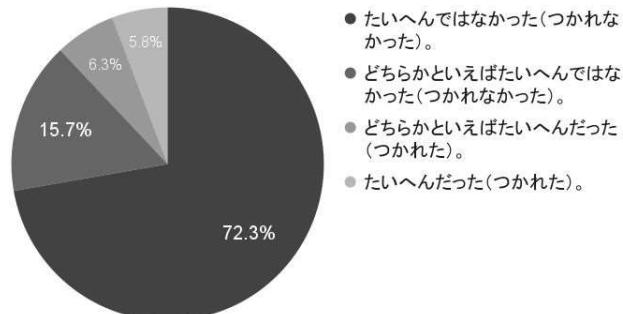
1 学校からスポーツクラブまで、バスをのる時間は長くかんじましたか。

- ①長くかんじなかった。 ②どちらかといえば長くかんじなかった。
③どちらかといえば長くかんじた。 ④長くかんじた。



2-1 学校からスポーツクラブまで、バスでいくことは、たいへんでしたか（つかれましたか）。

- ①たいへんではなかった（つかれなかった）。
②どちらかといえばたいへんではなかった（つかれなかった）。
③どちらかといえばたいへんだった（つかれた）。
④たいへんだった（つかれた）。



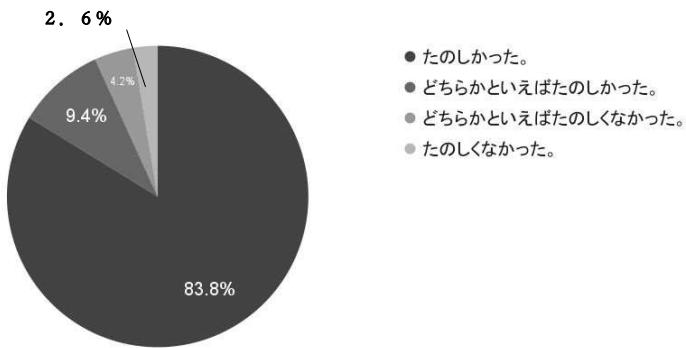
2-2 2-1で「たいへんだった（つかれた）」「どちらかといえばたいへんだった（つかれた）」と、こたえた人は、どのようなことがたいへんでしたか（つかれましたか）。

- ・暑かった。途中で頭が痛くなった。
- ・となりの人がうるさかった。
- ・うしろのひとがちょっかいをかけてきた
- ・バスの中が暑かった。
- ・バスに乗るのが大変だった

- ・準備が大変だった
- ・歩くのが大変だった

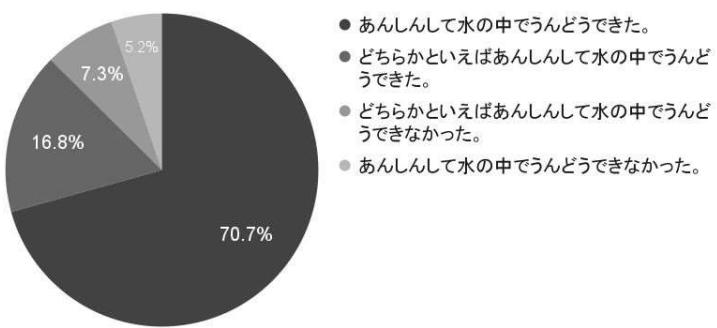
3-1 スポーツクラブでの水えいじゅぎょうはたのしかったですか。

- ①たのしかった。 ②どちらかといえばたのしかった。
 ③どちらかといえばたのしくなかった。 ④たのしくなかった。



3-2 スポーツクラブでの水えいじゅぎょうは、あんしんして水の中でうんどうできましたか。

- ①あんしんして水の中でうんどうできた。
 ②どちらかといえばあんしんして水の中でうんどうできた。
 ③どちらかといえばあんしんして水の中でうんどうできなかつた。
 ④あんしんして水の中でうんどうできなかつた。

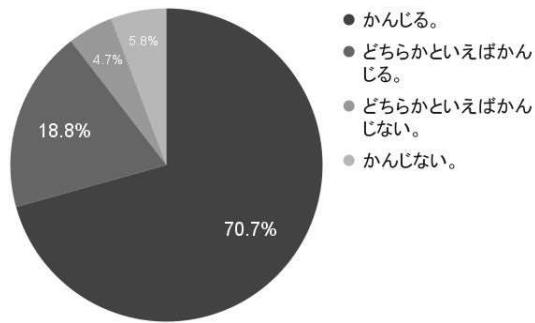


3-3 3-2で「あんしんして水の中でうんどうできなかつた。」「どちらかといえばあんしんして水の中でうんどうできなかつた。」と、こたえた人は、どのようなことがふあんでしたか。

- ・水が深かつた
- ・目に水が入る。後ろの人と当たりそう
- ・水がにがて
- ・水がかかることから
- ・はなに水がはいるから

4 スポーツクラブのインストラクターのじゅぎょうをうけて、まえよりも水にもぐったりういたりすることがうまくなつたとかんじますか。

- ①かんじる ②どちらかといえばかんじる。
- ③どちらかといえばかんじない。 ④かんじない。

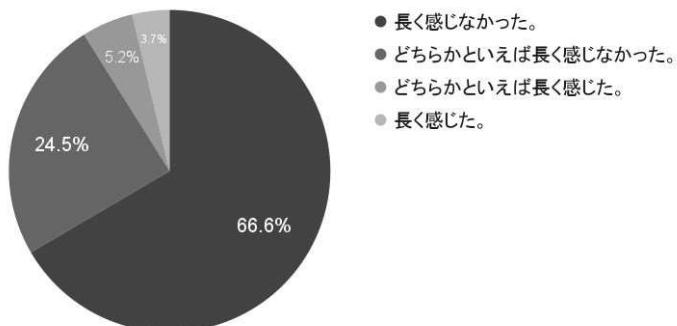


【児童用】3・4・5・6年生向けアンケート

回答者347名（3年生95名 4年生79名 5年生103名 6年生70名）

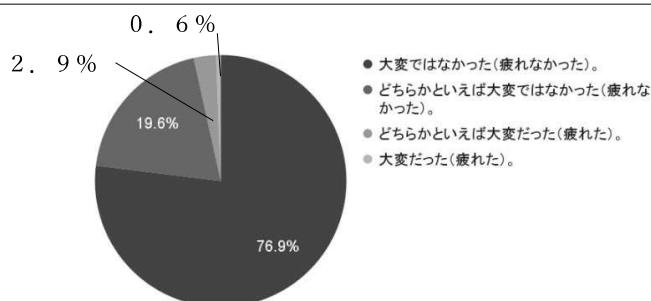
1 学校からスポーツクラブまでのバスの移動時間は長く感じましたか。

- ①長く感じなかった。 ②どちらかといえば長く感じなかった。
- ③どちらかといえば長く感じた。 ④長く感じた。



2-1 学校からスポーツクラブまでのバスの移動は大変でしたか（疲れましたか）。

- ①大変ではなかった（疲れなかった）。
- ②どちらかといえば大変ではなかった（疲れなかった）。
- ③どちらかといえば大変だった（疲れた）。
- ④大変だった（疲れた）。

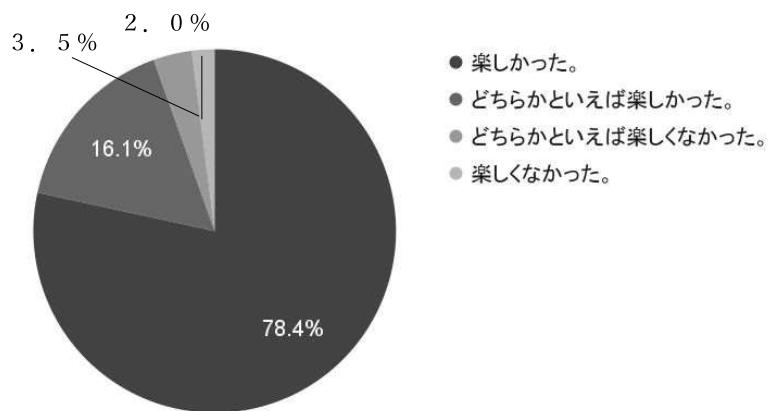


2-2 2-1で「大変だった」「どちらかといえば大変だった」と回答した方は、どのような部分が大変でしたか（疲れましたか）。

- ・暑い。4階から遠い
- ・みんなが早く並ばないから。
- ・着替えるとき。
- ・乗る前の時熱くて疲れた
- ・着替え
- ・じかんがながかった
- ・バスが揺れた
- ・暑くてなかなかバスに乗れなかったから
- ・バスの中が少しうるさかったから
- ・バスの中で酔うから
- ・曲がるところでちょっと酔うから気持ち悪かった

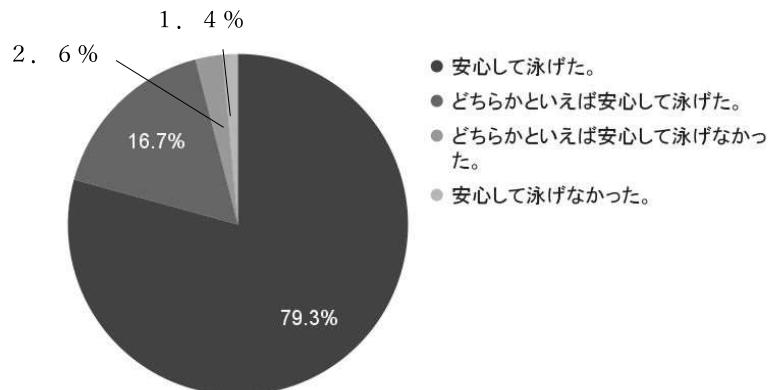
3-1 スポーツクラブでの水泳授業は楽しかったですか。

- ①楽しかった。
- ②どちらかといえば楽しかった。
- ③どちらかといえば楽しくなかった。
- ④楽しくなかった。



3-2 スポーツクラブでの水泳授業は安心して泳げましたか。

- ①安心して泳げた。
- ②どちらかといえれば安心して泳げた。
- ③どちらかといえれば安心して泳げなかった。
- ④安心して泳げなかった。

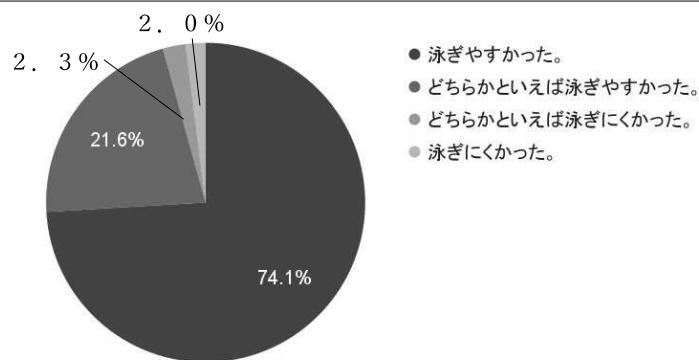


3-3 3-2で「安心して泳げなかつた」「どちらかといえば安心して泳げなかつた」と回答した方は、どのような部分が不安でしたか。

- ・疲れた
- ・入ってない
- ・水が苦手なので少し溺れそうで怖かつた。
- ・50m泳げないのでDグループだったから不安でした。
- ・もぐれるけどおおよぐのは、ちょっとあんますきじゃないから
- ・水の高さが高かつた
- ・こここのスイミングに通っていて、自分のやっていることではなかつたから
- ・泳ぐのが苦手だから、溺れそうになつた
- ・みんなに下手なのが見られて怖い
- ・自分が全然泳げないから
- ・水泳が苦手だから

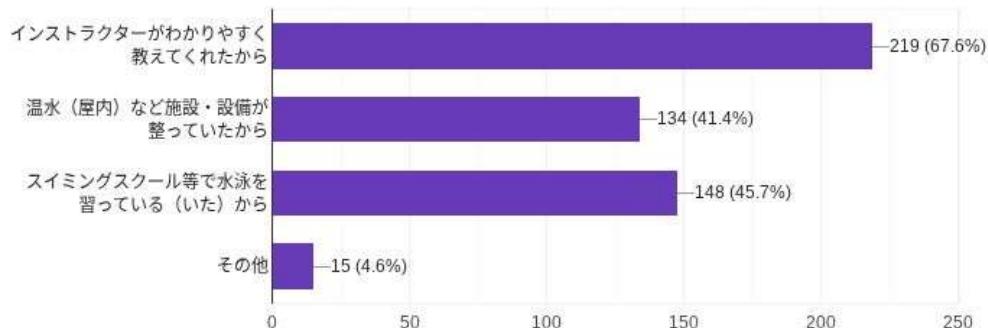
4-1 スポーツクラブのプールを使うことやインストラクターによる授業は泳ぎやすかったですか。

- ①泳ぎやすかつた。 ②どちらかといえば泳ぎやすかつた。
③どちらかといえば泳ぎにくかつた。 ④泳ぎにくかつた。



4-2 4-1で「泳ぎやすかつた」「どちらかといえば泳ぎやすかつた」と回答した方は、泳ぎやすかつた理由を教えてください。(複数回答可)

- ・インストラクターがわかりやすく教えてくれたから
- ・温水（屋内）など施設・設備が整っていたから
- ・スイミングスクール等で水泳を習っている（いた）から
- ・その他

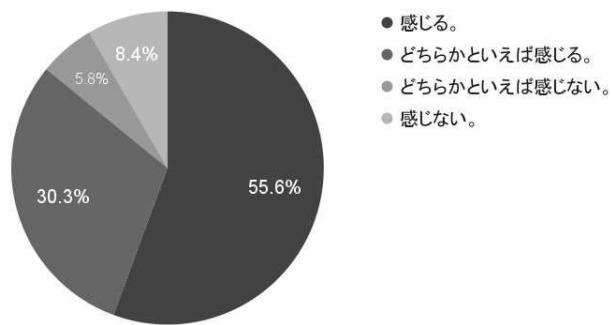


4-3 4-2で「その他」と回答した方は、その内容を教えてください。

- ・みんな足がつく深さで、水が綺麗だったから。
- ・雨や暑すぎてプールに入れなかつたことがあったから、屋内だからいつでも予定通りに入ることができたから。
- ・ビート板があったり、先生たちが、やさしくおしえてくれたし、手をつないだりしてくれたからです。
- ・溺れる心配が、インストラクターや、先生により、安全そうで安心した
- ・いっつきに難しいことをやつたりしなかつたから
- ・ささえてくれたから
- ・知ってる人にジロジロ見られてないから
- ・Aではなくても少しあは泳げたけど、なぜかAになってしまったから少しの少しの少しだけかんたんに感じ、基本をもう一回やり、見直すことができた
- ・インストラクターが手を繋いで一緒に泳いでくれたから
- ・優しい先生だったから
- ・友達が、アドバイスしてくれたから。
- ・泳ぎが、得意だから。あと、水と仲良しだから。
- ・インストラクターがやさしくて、おもしろかった。

4-4 スポーツクラブのインストラクターの授業を受けて、以前よりも自分が泳げるようになったと感じますか。

- ①感じる。 ②どちらかといえば感じる。
- ③どちらかといえば感じない。 ④感じない。



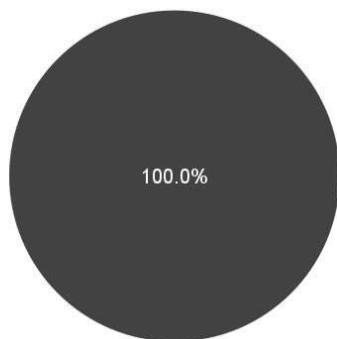
【児童用】特別支援学級1・2年生向けアンケート

回答者5名（2年生5名）

1 学校からスポーツクラブまで、バスをのる時間は長くかんじましたか。

- ①長くかんじなかった。 ②どちらかといえば長くかんじなかった。
- ③どちらかといえば長くかんじた。 ④長くかんじた。

● 長くかんじなかった。

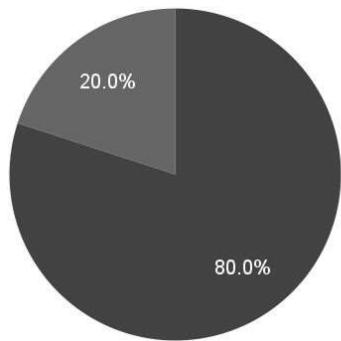


2-1 学校からスポーツクラブまで、バスでいくことは、たいへんでしたか（つかれましたか）。

- ①たいへんではなかった（つかれなかった）。
- ②どちらかといえばたいへんではなかった（つかれなかった）。
- ③どちらかといえばたいへんだった（つかれた）。
- ④たいへんだった（つかれた）。

● たいへんではなかった（つかれなかった）。

● どちらかといえばたいへんではなかった（つかれなかった）。



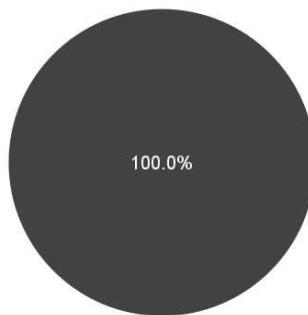
2-2 2-1で「たいへんだった（つかれた）」「どちらかといえばたいへんだった（つかれた）」と、こたえた人は、どのようなことがたいへんでしたか（つかれましたか）。

回答無し

3-1 スポーツクラブでの水えいじゅぎょうはたのしかつたですか。

- ①たのしかつた。 ②どちらかといえばたのしかつた。
- ③どちらかといえばたのしくなかつた。 ④たのしくなかつた。

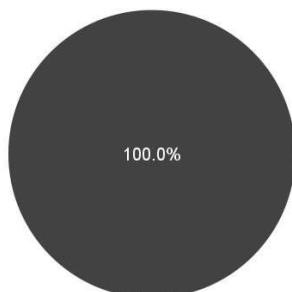
● たのしかつた。



3-2 スポーツクラブでの水えいじゅぎょうは、あんしんして水の中でうんどうできましたか。

- ①あんしんして水の中でうんどうできた。
- ②どちらかといえばあんしんして水の中でうんどうできた。
- ③どちらかといえばあんしんして水の中でうんどうできなかつた。
- ④あんしんして水の中でうんどうできなかつた。

● あんしんして水の中でうんどうできた。

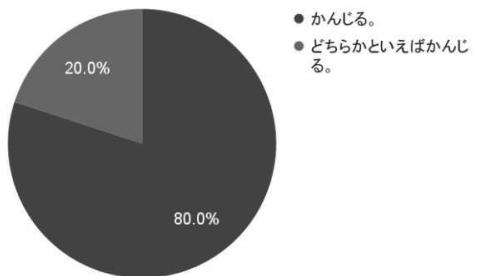


3-3 3-2で「あんしんして水の中でうんどうできなかつた。」「どちらかといえばあんしんして水の中でうんどうできなかつた。」と、こたえた人は、どのようなことがふあんでしたか。

回答無し

4 スポーツクラブのインストラクターのじゅぎょうをうけて、まえよりも水にもぐったりういたりすることがうまくなつたとかんじますか。

- ①かんじる ②どちらかといえばかんじる。
③どちらかといえばかんじない。 ④かんじない。

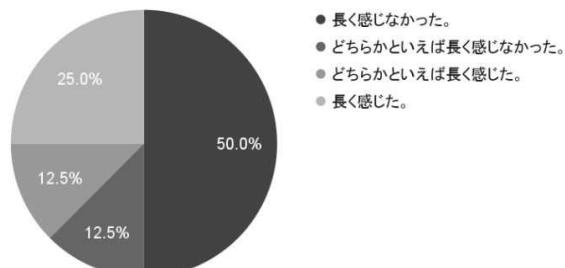


【児童用】特別支援学級3・4・5・6年生向けアンケート

回答者8名（3年生2名 4年生3名 5年生3名）

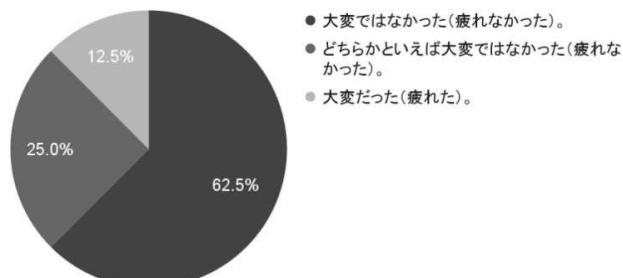
1 学校からスポーツクラブまでのバスの移動時間は長く感じましたか。

- ①長く感じなかった。 ②どちらかといえば長く感じなかった。
③どちらかといえば長く感じた。 ④長く感じた。



2-1 学校からスポーツクラブまでのバスの移動は大変でしたか（疲れましたか）。

- ①大変ではなかった（疲れなかった）。
- ②どちらかといえば大変ではなかった（疲れなかった）。
- ③どちらかといえば大変だった（疲れた）。
- ④大変だった（疲れた）。



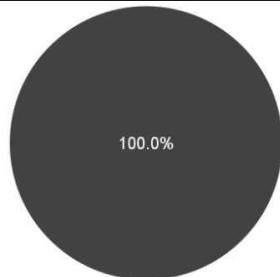
2-2 2-1で「大変だった」「どちらかといえば大変だった」と回答した方は、どのような部分が大変でしたか（疲れましたか）。

回答無し

3-1 スポーツクラブでの水泳授業は楽しかったですか。

- ①楽しかった。 ②どちらかといえば楽しかった。
- ③どちらかといえば楽しくなかった。 ④楽しくなかった。

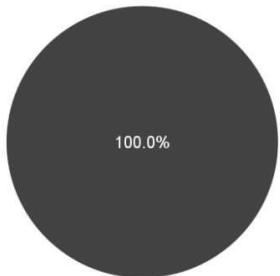
● 楽しかった。



3-2 スポーツクラブでの水泳授業は安心して泳げましたか。

- ①安心して泳げた。 ②どちらかといえば安心して泳げた。
- ③どちらかといえば安心して泳げなかった。 ④安心して泳げなかった。

● 安心して泳げた。



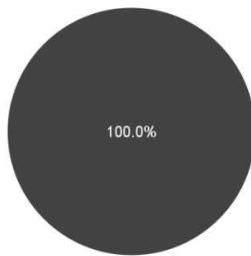
3-3 3-2で「安心して泳げなかった」「どちらかといえば安心して泳げなかった」と回答した方は、どのような部分が不安でしたか。

回答無し

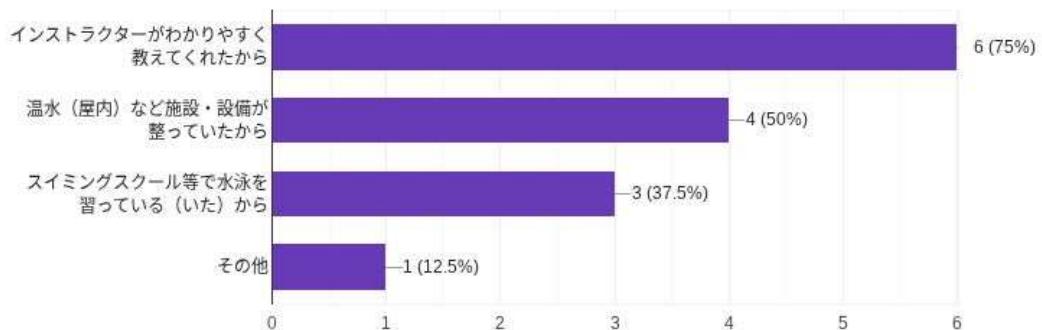
4-1 スポーツクラブのプールを使うことやインストラクターによる授業は泳ぎやすかったですか。

- ①泳ぎやすかった。 ②どちらかといえば泳ぎやすかった。
- ③どちらかといえば泳ぎにくかった。 ④泳ぎにくかった。

● 泳ぎやすかった。



4-2 4-1で「泳ぎやすかった」「どちらかといえば泳ぎやすかった」と回答した方は、泳ぎやすかった理由を教えてください。(複数回答可)

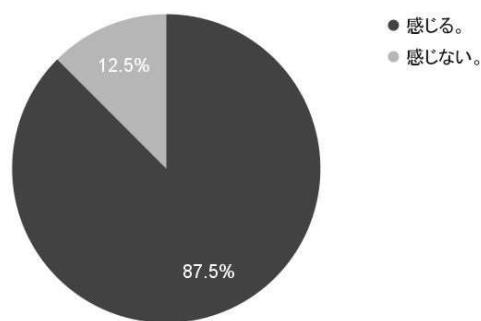


4-3 4-2で「その他」と回答した方は、その内容を教えてください。

回答無し

4-4 スポーツクラブのインストラクターの授業を受けて、以前よりも自分が泳げるようになったと感じますか。

- ①感じる。 ②どちらかといえば感じる。
- ③どちらかといえば感じない。 ④感じない。



IV 武蔵野小

※現在取組中のため、別途記載

V 上戸小

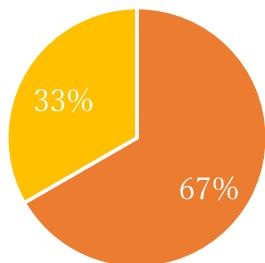
※現在取組中のため、別途記載

②共用事業

モデル校・福原小

【教員用】回答者 6 名（管理職 2 名 6 年担任 2 名 その他の教諭 2 名）

1-1 移動時間による前後の教育課程への影響はありましたか。



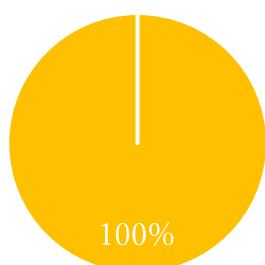
■ 影響はなかった。

- どちらかといえば影響はなかった。
- どちらかといえば影響はあった。
- 影響はあった。

1-2 1-1で「どちらかといえば影響はあった」「影響はあった」と回答した方は、どのような影響があったのか教えてください。

- ・移動時間は少しで済んだが、プールに入る前の準備の段階で、水抜きや塩素の確認などで時間がかかった。
- ・そもそも移動時間以前の問題として、小中で日課が違う。移動以外にも前後の調整時間も含めると自校のプールの場合よりも、実際にプールで活動する時間は少なくなってしまう。
- ・移動時間とは別の問題だが、小中で実施する共通の時間を設定するために時間割の変更が必要であった。学級数が多いため、プール使用の割り振り時間割に余裕はなく、1回限りの実証でも大変なのだから、これを広げていくことには無理があると言わざるを得ない。

2-1 水深が異なるプールを使用する中で、安全に指導を行うことができましたか。



■ 安全に指導が行えた。

- どちらかといえば安全に指導が行えた。
- どちらかといえば安全に指導が行えなかった。
- 安全に指導が行えなかつた。

2-2 2-1で「どちらかといえば安全に指導が行えなかつた」「安全に指導が行えなかつた」と回答した方は、どのような危険があつたのか教えてください。

- ・水位を下げてもらつたが、プールから上がるときに手首をひねつて骨折してしまつた児童がいた。清掃が不十分だったのか、周りの壁の藻などでターンの滑つてしまつた。
- ・水を抜くことで、プールサイドに登る際に児童に負担がかかり、骨折等で怪我をする児童がいた。水深が深いとプール全体を使うこともできなくなるので、小学生が中学生のプールを使うことは難しいと感じた。
- ・水深を浅くしたが、水面からプールサイドに上がる高さが高く容易に上がることができないため、骨折を始め、打撲、捻挫、皮膚の痛みなど多くの負傷者を出てしまつた。
- ・水深を浅くしても、身長の低い児童にとってはやはり水深が深すぎるために心理的な負担が大きかつたようである。
- ・水深を下げたために中学校のプールの水の循環がうまくできず、翌日の薬剤師による水質検査で基準以上の大腸菌が出てしまつたと聞いている。
- ・中学校のプールならではの怪我等をする児童が多かつた。
- ・小学校では発達段階に合わないプールに入水したことで、骨折や打撲（青いあざになる程）のけが人が続出した。大変危険であったと感じている。
- ・中学校のプールは、中段の場所がないので、プールサイドに上がる際、児童は大変そうであった。

3-1 2校間でプール施設を共用する場合、どのようなメリットが考えられますか。

- ・水道料金くらい。あまりメリットは感じられない。
- ・水の管理の手間が減る。
- ・教育的観点からのメリットは全く無いが、財政的観点からは、市の施設管理の費用を削減することができ、1つのプールを重点的に維持管理することができる。
- ・現時点（改修をしていない）プールではメリットは感じられない。
- ・水道代の節約

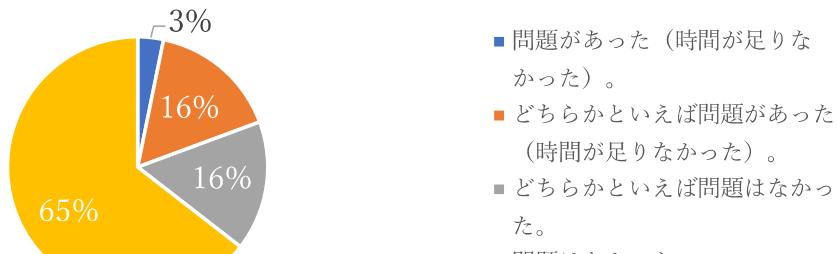
3-2 校間でプール施設を共用する場合、どのようなデメリットが考えられますか。

- ・安全な指導をするための水位が学年に合わせたものにできない。時間の調整も難しい。
- ・水深の調節が大変
- ・時間割の調整が難しい
- ・下に台等がないので、プールから上がるのに時間がかかり、指導が滞つてしまう。
また、安全に上がることができず、怪我の危険が増える。

- ・中学校のプールには内線がないので連絡が取りづらい。
- ・中学校の先生と指導を統一するのが難しい。
- ・隣接している小中学校でも時間や時間割等の調整などを要し、学校全体の教育課程に影響があったので、移動時間を要したり、より学級数の多い学校で行うとすれば、水泳のためだけに他のすべての教育活動を犠牲にして調整するぐらいのことが必要になると考えられる。
- ・発達段階に合わないプールに入水させることは、けがだけでなく、最悪の場合溺れて亡くなってしまう取り返しのつかない事態が起きてしまう危険性があります。高さがあり、プールサイドに上がるのが怖いと言っている児童も多くいました。共用することはできません。
- ・水深の調整がとても大変である。特に中学校のプールを小学生用にするのが大変である。
- ・小学校と中学校の時程が違うため、時間の調整が大変である。
- ・機械や施設が当然違うので、職員間の情報共有が大変である。
- ・トイレが使えないと移動に時間がかかる。
- ・プールから上がるのには大変だった。
- ・水位の調整が間に合わない。
- ・内線が無いので、連絡が取れない。
- ・移動に時間がかかる。
- ・時間割の調整が大変。

【児童用】回答者 31名（6年生 31名）

1 教室からプールまでの移動について、時間的な問題はありましたか。



2 中学校のプールでの水泳授業は、安心して泳げましたか。



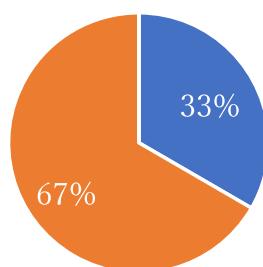
4 3で「どちらかといえば安心して泳げなかった」「安心して泳げなかった」と回答した方は、どのような部分が不安でしたか。

- ・人とぶつかる
- ・水位が高い、壁や床が滑る。
- ・色が濁っていたし、地面が汚いから
- ・床がヌルヌルしていて気持ち悪い感じがした。
- ・プールが深かった
- ・ヘドロでヌメヌメして滑った。
- ・深い
- ・少し水が汚くて、プールサイドも結構泥がついていたのであまり小学校のプールより水質と、プールの壁がヌルヌルしていた。
- ・結構深かったから溺れそうで深くて、に
少し水が汚くて、プールサイドも少し泥が多くだったのであまり小学校のプールよりはよくなかったです。にごってたから前が見えないから不安だった怖かった
かべがぬるぬるして、のぼれない。のボルところにぬべぬべですべて大きいあざでき
た
壁がぬめぬめしていて泳ぎづらい。転びそう
深すぎて溺れそう
深いからプールサイドに戻りづらい
更衣室が汚い、狭い、臭い
更衣室のドアが重くて手を挟んだとき痛かった
中学校のプールでターンをするとき苔で滑ってうまく立てなくなってしまい溺れてしま
うのではないかと思いました

モデル校・福原中

【教員用】回答者3名（管理職1名 体育科教諭2名）

1-1 移動時間による前後の教育課程への影響はありましたか。



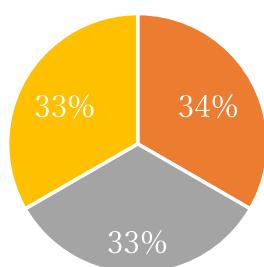
■ 影響はなかった。

- どちらかといえば影響はなかった。
- どちらかといえば影響はあった。
- 影響はあった。

1-2 1-1で「どちらかといえば影響はあった」「影響はあった」と回答した方は、どのような影響があったのか教えてください。

- ・回答なし

2-1 水深が異なるプールを使用する中で、安全に指導を行うことができましたか。



■ 安全に指導が行えた。

- どちらかといえば安全に指導が行えた。
- どちらかといえば安全に指導が行えなかった。
- 安全に指導が行えなかつた。

2-2 2-1で「どちらかといえば安全に指導が行えなかつた」「安全に指導が行えなかつた」と回答した方は、どのような危険があったのか教えてください。

- ・通常の水深より浅くなっているため、泳法によっては指をぶつける等の懸念がある。
- ・水慣れのときの活動などは心配があった。

3-1 2校間でプール施設を共用する場合、どのようなメリットが考えられますか。

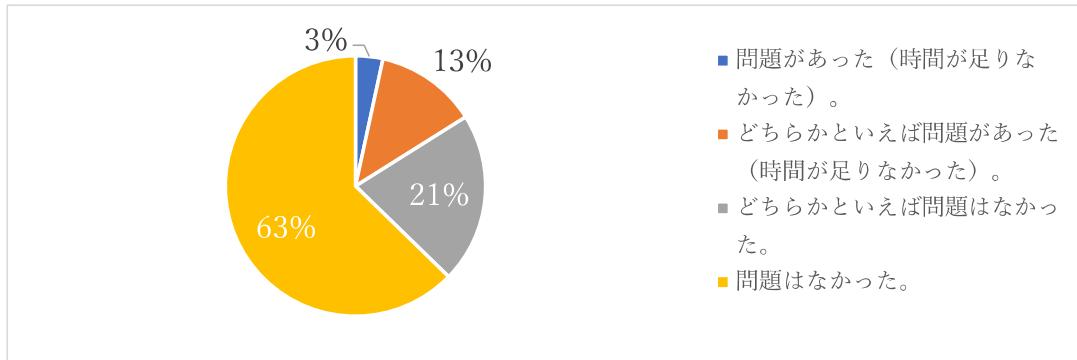
- ・設備改修等の面では、2施設よりも1施設の方が維持管理費が抑えられる。
- ・小学校から中学校へ進学しても共用であれば、慣れている環境で教育活動が行える。
- ・中学校のプールはとても古いので、きれいなプールを使えること。
- ・慣れているプールなので安心感があると思われる。

3-2 校間でプール施設を共用する場合、どのようなデメリットが考えられますか。

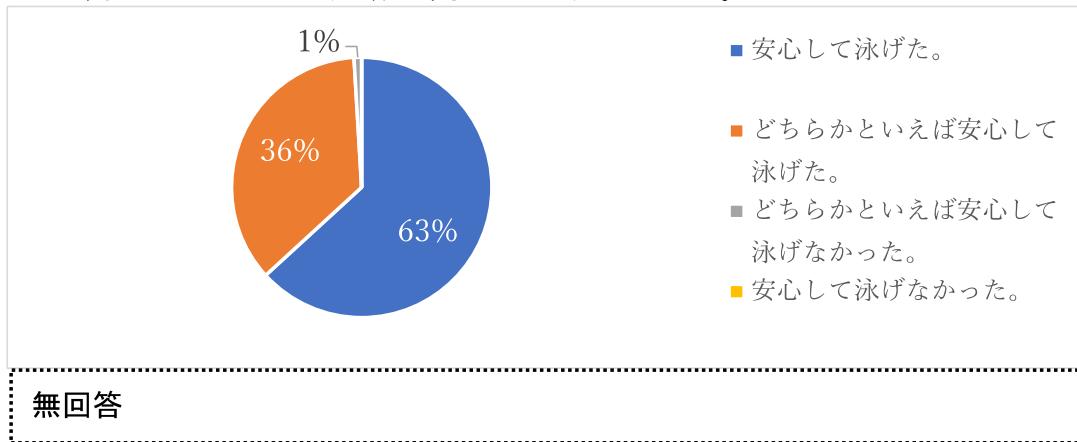
- ・小中学生の発達から水深を調整する必要があり、調整したとしても今回のように怪我に繋がってしまうことも考えられる。
- ・小中学校の時程の違いを揃える等の対応が必要になる。
- ・1週間の中に、小中すべての学級の授業コマを入れることは難しく、時期をずらす等何らかの対策が必要となる。
- ・水位をその都度変えたりすることがとても困難だと思う。また時間割を組むのが不可能ではないかと思う。
- ・水深による怪我等の心配
 - ・1週間の時間割に小中すべてのクラスを入れることに課題がある
 - ・45分授業と50分授業の時程を揃えることが難しい
- ・どちらのプールを使うにしても、使用していない学校の教員が緊急対応等を迫られたときの不安があった

【生徒用】回答者 118 名（中学1年生 118名）

1 教室からプールまでの移動について、時間的な問題はありましたか。



2 小学校のプールでの水泳授業は、安心して泳げましたか。



(2) 効果検証について

①委託事業

○視点：「年間指導計画における実施可能な時期」

実施時期：表のとおり

学校	本事業実施期間	通常実施期間
仙波小	5月中旬～12月中旬	6月中旬～7月中旬
南古谷小	5月上旬～11月下旬	6月中旬～7月中旬
新宿小	6月上旬～7月上旬	6月中旬～7月中旬
武蔵野小	9月上旬～12月中旬	6月中旬～7月中旬
上戸小	9月上旬～10月上旬	6月中旬～7月中旬

令和7年度における本事業の実施期間については、表のとおり、実施した（予定含む）。年間指導計画では、通常、小学校の水泳指導は、6月中旬から7月中旬の期間で行っている。これは、気温と水温の関係から児童の健康面及び安全面に配慮した形となっているからである。表のとおり、通常よりも1か月早い開始、終了については

12月中旬予定の学校もあるが、問題なく実施することができた。

本事業のような民間施設を活用した場合、気温、水温ともに常に適正に保たれているため、1年を通して水泳を行うことが可能となる。しかしながら、施設から学校までの移動を考慮した場合、気温等による児童の体調面との兼ね合いから冬季の実施については、慎重に行う必要があると捉えている。

以上のことから、民間施設を活用した水泳指導の実施期間については、5月から12月までの期間での実施が好ましいと考える。

○視点「移動時間により教育課程に影響のない実現可能な距離」

移動時間：表のとおり

学校	移動距離	移動方法：時間
仙波小	約300m	徒歩：約3分
南古谷小	約3.3km	バス：約10分
新宿小	約1.4km	バス：約10分
武蔵野小	約1.4km	バス：約10分
上戸小	約2.0km	バス：約10分

時間割：別紙のとおり

5分～10分	5分	60分	6分	5分～10分
移動	着替え等	水泳指導	着替え等	移動

仙波小学校は、学校から民間施設までの直線距離が約300mのため、移動時間は徒歩で約3分程度である。南古谷小学校は、学校から民間施設までの距離が直線距離であれば約1.1kmであるが、バスによる送迎の場合、道路の関係からその距離が約3.3kmとなり、移動時間として約15分を要した。新宿小学校及び武蔵野小学校につきましては、学校から民間施設までの距離が約1.4kmであるが、交通量が多い道路や施設付近の道路が狭いことから、予定よりも移動時間がかかることがあり、移動時間として約15分を要した。上戸小学校は、学校から民間施設までの距離が直線距離であれば約1.1kmであるが、バスによる送迎の場合、道路の関係からその距離が約2.0kmとなる。バス送迎を行った学校では、学校から戻った後の授業が最大で30分程遅れたケースもあった。

小学校では、水泳指導を行う場合、着替えの時間等を考慮し、2時間続きの時間割で実施している。そのため、1回の指導において最低でも60分間の水泳指導の時間を確保できるようになっている。本事業においても、上記の時間割構成で実施したため、水泳指導の時間を通常の場合と同様に確保することができた。

以上のことから、民間施設を活用した水泳指導における当該校との適切な距離については、水泳指導の時間を確保する観点から、民間施設までの距離が、バスによる移動方法で移動時間約10分以内の距離（約3km）であることが重要であると考えられる。

○視点：移動手段（徒歩、バス）

移動手段：前述のとおり

仙波小学校は、学校から民間施設までの直線距離が約300mのため、移動手段は徒歩である。その他の学校におきましては、学校から民間施設までの距離が約1.0km以上あるため、安全等を考慮しバスによる送迎を行っている。

以上のことから、移動手段に関しては、民間施設と当該校との距離が大きいに關係してくるため、児童の安全と移動に対する負担、水泳指導時間の確保を十分考慮し、判断する必要がある。

また、移動手段のためのバスの確保について、運転手など特定の職業の時間外労働の上限が規制される問題「2024年問題」に伴い、複数のバスを保有する会社が少なくなってしまっており、移動手段の一つであるバスの確保が難しい状況であった。南古谷小につきましては、バスの確保が難しく今年度については4社に依頼をした。

【バス委託会社数】

学校	1回につきバスの 最大配車数	令和7年度	令和6年度	令5年度
南古谷小	5台	4社	1社	1社
新宿小	5台	1社	—	—
武藏野小	3台	2社	—	—
上戸小	2台	1社	—	—

○視点：移動中及び授業中の安全面の確保

＜移動中の安全面の確保について＞

前述のとおり、仙波小学校の移動手段は徒歩である。民間施設までの道のりは、ガードレール内の歩道を歩くため、引率職員の数が確保できれば十分に安全を確保することができる。

移動手段がバスの学校においては、移動中よりも、バスの乗降車時の安全確保が重要である。南古谷小に関しては、学校が幹線道路に面して設置されており、バスの乗降車を幹線道路で行わざるを得ない状況であった。武藏野小や上戸小においては、学校内にバスの乗り入れができないため、近隣の道路や東京国際大学の駐車場を借用する状況であった。複数の教員による児童への指導を行い、本事業実施中、事故はなかった。しかしながら、バスの引率に関しては、バス乗り場の状況にもよるが、引率教員だけでなく、他の教員も含めた児童の安全確保を図る体制づくりが必要であると考える。

＜授業中の安全面の確保について＞

本事業の水泳指導における指導者は、当該校の担当者（各学級担任）が担うが、民間施設のインストラクターも指導の補助として複数名が支援することになっている。そのため、仮に3クラスの水泳指導を行った場合、5名～6名の指導者がプールにいることになる。

また、各施設ともに、学年に応じて、スタッフの数を変更して安全にできるように配置している。

以上のことから、水泳指導については、指導者の数が確保できることからも十分に安全の確保ができていると考えられる。

○視点：学校と委託先との事前の打ち合わせ事項

当該校と委託先の民間施設との事前の打ち合わせについては、それぞれ必要回数実施した。主な内容は、施設の使い方、安全配慮に関する注意事項、水泳指導等である。アンケート調査によると、打合せ自体はスムーズに行われ、本事業実施前には、上記内容について当該校と民間施設のインストラクターとの間で共通理解が図れたものと考えられる。実際の水泳指導においても、当該校の指導担当者と民間施設のインストラクターの間で連携が図られ、プール内を有効活用した効率的な指導を行うことができた。

②共用事業

○視点：移動時間による前後の教育課程への影響

共用事業の当該校である福原小学校と福原中学校はフェンスを隔てて隣接している2校であり、2校間で綿密な連携が図れるよう、自由に行き来できる通路も整備されている。そのため、2校では、様々な校種間連携の取組が実施されており、児童生徒が2校の間を行き来することも数多くあるため、共用事業の実施において、移動時間による教育課程への影響については、考慮する必要はないと思われる。また、前述のとおり、小学校では、水泳指導を行う場合、着替えの時間等を考慮し、2時間続きの時間割で実施している。そのため、1回の指導において最低でも60分間の水泳指導の時間を確保できるようになっている。

○視点：水深が異なることによる安全面の課題

共用事業の場合、小学校の児童が中学校のプールで、中学校の生徒が小学校のプールで水泳指導を行った場合の安全面での課題を把握することが重要である。中学校のプール施設を使って小学校の児童が泳ぐ場合は、該当学年の児童の中で一番身長が低い児童に合わせて水を抜き、水深を調整した。小学校のプール施設を使って中学校の生徒が泳ぐ場合は、小学校のプールの水深が1m以内のため、特に水深の調整は行わなかった。

小学校の施設を中学校の生徒が使用した場合については、特に事故等の発生はなかったが、中学校の施設を小学校の児童が使用した場合については、水深を調整したことにより、通常時と比較してプールサイドが水面よりも高くなってしまい、児童がプールから上がる際にスムーズに行えず、手首を怪我するという事故が発生した。それ以外には、課題となるような事項はなかった。

以上のことから、水深が異なることによる安全面の課題については、中学校の施設を小学校の児童が使用する場合、プールサイドと水面の高さの違いによる事故が発生する可能性があるため、課題があると考えられる。

○視点：2校間の時間割の調整

共用事業は、小学校と中学校においてお互いのプール施設を共用して水泳指導を行うものである。そのため、2校間の時間割の調整については、かなりの時間を要した。前述のとおり、小学校が水泳指導を行う場合、着替えの時間等を考慮し、2時間続きの時間割で実施している。対して中学校は、小学校の児童と比較して着替え等の準備がスムーズに行えるため、2時間続きの時間割で水泳指導を行うことはない。なおかつ、小学校が45分授業であるのに対し、中学校は50分授業である。そのため、今回に関しては、水泳指導を合同で行う日時を設定し、その時間内で、小学校、中学

校がそれぞれの時間割に基づいて実施した。

以上のことから、小学校、中学校での2校間の時間割の調整については、水泳指導の実施方法及び1校時の時間の違いなどから難しいと考えられる。

【令和5年度日課表】

福原小			福原中		
	月・水・金	火・木		月	火～金
朝の会等	8:20～ 8:45	8:20～ 8:30	朝の会等	8:25～ 8:45	8:25～ 8:45
1校時	8:45～ 9:30	8:30～ 9:15	1校時	8:50～ 9:40	8:50～ 9:40
2校時	9:40～10:25	9:25～10:10	2校時	9:50～10:40	9:50～10:40
業間休み	10:25～10:50	10:10～10:30	業間休み	10:40～10:50	10:40～10:50
3校時	10:50～11:35	10:30～11:15	3校時	10:50～11:40	10:50～11:40
4校時	11:45～12:30	11:25～12:10	4校時	11:50～12:40	11:50～12:40
給食等	12:30～13:15	12:10～12:55	給食等	12:40～13:15	12:40～13:15
清掃	13:15～13:30	12:55～13:10	昼休み	13:15～13:35	13:15～13:35
昼休み	13:30～13:50	13:10～13:15	5校時	13:40～14:30	13:40～14:30
5校時	13:50～14:35	13:15～14:00	6校時		14:40～15:30
6校時	14:45～15:30	14:10～14:55	清掃	14:35～14:50	15:35～15:50
帰りの会	15:30～15:45	14:55～15:00	帰りの会	14:55～15:05	15:55～16:05

※福原小は、月曜日は全学年5時間授業、火曜日から金曜日までは学年によって授業時数が違う。火曜日は委員会・クラブがある時には、7校時（15:00～15:45）まで授業がある。

【福原小 令和5年6月12日（月）～7月7日（金）の期間内で8時間扱い（2時間続きを4回）】

	月	火	水	木	金
1	6年	1年	5年	2年	3年
2	6年	1年	5年	2年	3年
3	4年	2年	6年	特学	1年
4	4年	2年	6年	特学	1年
5			3年	4年	5年
6			3年	4年	5年

【福原中 令和5年6月26日（月）～7月14日（金）の期間内で8時間扱い】

	月	火	水	木	金
1	2－1	1－1	2－3	1－3	3－1
	2－2	1－2	2－4	1－4	3－2
2	2－3	1－3	2－1	1－1	3－3
	2－4	1－4	2－2	1－2	3－4
3	3－1	3－3		2－1	1－1
	3－2	3－4		2－2	1－2
4	3－3	3－1		2－3	1－3
	3－4	3－2		2－4	1－4
5		特学	特学		
6					特学

○視点：2校間の施設の管理体制の調整

試行事業に関しては、同じ日程でそれぞれのプール施設にて水泳指導を行ったため、それぞれのプール施設の管理は当該校の担当者が行った。しかし、2校で1つのプール施設を共用する場合は、管理体制を調整するための教員の数も確保できるため、教員の負担は軽減されることが予想される。

以上のことから、2校で1つのプール施設を共用する場合においては、管理体制を調整することも容易であり、同時に教員の負担軽減も図ることができると考えられる。

5 コストの比較

委託事業の期待される効果において、「学校プールの維持管理費、改修・更新費用等に係る経費削減」が見込まれる。

以下に、コストの比較について記述する。

(1) プール更新に係る総費用

①プール更新に係る費用（1校あたり）

A	プール解体費	30, 373, 000円
B	プール建設費	209, 209, 000円
C	合計	239, 582, 000円

※川口市立新郷小学校プール改築工事を参考（令和3年度～令和4年度）

【財源内訳】

国費 : 21, 255, 000円（学校施設環境改善交付金）

市債 : 170, 000, 000円（学校教育施設等整備事業債）

一般財源 : 48, 327, 000円

②プールの維持管理に係る費用（1校あたり）

A	修繕・ろ過装置の保守管理業務委託	275, 000円
B	水質維持管理費（薬剤費、水質検査費等）	79, 000円
C	光熱水費	404, 000円
D	合計	758, 000円

※令和4年度、令和5年度、令和6年度の決算額の平均を算出

参考：プールの修繕は必要最小限の範囲を補修した費用である。特に、劣化が著しいプールサイドの予防保全を行った場合、1校あたり約1千万円の費用がかかる。また、近年、年間1～2校のプールの循環配管から漏水が発生している。配管を修繕すると、1校約350万円の費用がかかる。

③プール更新に係る総費用（1校あたり）

A	プール更新に係る費用	239, 582, 000円
B	プール維持管理費に係る費用	758, 000円

C	30年間で係る費用 (A+B×30年)	262,322,000円
D	1年平均の想定費用 (C÷30年)	8,744,067円

(2) 民間施設を活用した水泳授業を実施した場合の総費用

①民間施設を活用した場合の費用 (令和7年度契約時)

民間施設名	人数	施設利用料及び指導料	バス経費	合計
セントラルスイム クラブ川越店 (セントラルスポーツ株式会社)	731人	4,471,720円	—	4,471,720円
イトマンスポーツ スクエア南古谷店 (株式会社イトマンスポーツウェルネス)	924人	5,404,080円	4,622,200円	10,026,280円
川越スイミング クラブ (株式会社シンワ・スポーツ・サービス)	611人	2,942,940円	2,200,000円	5,142,940円
	682人	4,818,660円	2,970,000円	7,788,660円
なぐわし公園PiKOIA 室内プール (コナミスポーツ株式会社)	163人	1,290,960円	1,056,000円	2,346,969円
	3,111人	18,928,360円	10,848,200円	29,776,569円
1人あたりの年間費用				9,572円

②民間施設を活用した場合の総費用

A	1人あたりの年間費用	9,572円
B	1校あたりの年間費用 (A×465人) ※1	4,450,980円
C	プール解体費	30,373,000円
D	30年間で係る費用 (B×30年+C)	163,902,400円
E	1校あたりの年間想定費用 (D÷30年)	5,463,414円

※1 令和7年5月1日現在の川越市内の児童生徒数 25,100人÷54校=465人

(3) 1校あたりのコスト比較

	①プール更新	②民間活用	差し引き (①-②)
年間費用	8,745,000円	5,464,000円	3,281,000円
30年間の総費用	262,350,000円	163,920,000円	98,430,000円

6 今後の取組について

(1) 総括

委託事業では、民間施設を活用した水泳指導を実施した。民間施設を活用することにより、次のような利点があった。

- ① 当該校における指導者に加え、民間施設のスタッフも指導の支援に入ることで、複数の人数で水泳指導を行うことができ、より安全且つ専門的な指導をすることができた。
- ② 室温、水温が一定に保たれているため、天候等に左右されることなく水泳指導を行うことができた。
- ③ 民間施設を利用するため、施設管理に関して教職員に負担がなかった。

課題に関しては、事前の民間施設との日程調整や年間授業時数と時間割の調整が必要だと考えらる。また、バスでの移動をする際には、バスの確保やバス会社との打合せも必要となる。しかしながら、全体的に利点と考えられる事項のほうが多く、今後、民間施設との距離が近く、活用が可能な学校については、委託事業の導入を進めていくことが有効であると考えられる。その際に、インストラクターの活用については、民間施設を活用できない学校に対しても派遣をするなどの方法も考えて必要がある。

小・中学校におけるプール施設の共用については、現状の施設を使用する場合は、最深部が1m以下である小学校のプールを使う方が望ましいと考えられる。その際には、水深が浅いことから、体の大きな中学生に注意喚起が必要である。中学校の施設を使用する場合は、プール壁面に中段をつけ、プールサイドの出入りを容易にする改修や、水深調整を容易にできる仕組みの導入が必要だと考えられる。

また、移動距離や手段、時間割の調整に課題があると考えられるが、水深の調整が必要のない同じ校種間でのプール施設の共用についても、今後検証の実施も含め、前向きに検討する必要があると思われる。

(2) 今後の方向性について

○基本的な考え方

義務教育で「泳ぐ」ということを指導することは、児童生徒に一生涯親しめるスポーツとしての水泳を体験させるだけでなく、水の事故から身を守る運動を学ばせる機会であって、高い教育的効果を持つものである。

また、学習指導要領における「体育」の身に付けさせる「知識及び技能」について、第5学年及び第6学年の内容の例示として「25~50m程度を目安としたクロール」「25~50m程度を目安とした平泳ぎ」と示されている中で、川越市小学校体育連盟が市立小学校に在籍する児童を対象に調査している泳力調査(図1)によると、令和6年度はクロールで25m以上が泳ぐことができる児童の割合は男子54%、女子43%、平泳ぎで25m以上が泳ぐことができる児童の割合は男子42%、女子35%であったことからも、市立小・中学校での水泳の指導については、今後も教育課程に位置づけ、実技としての授業を適切に実施する。

【図1】川越市立小学校の児童の泳力について（川越市小学校体育連盟からの情報提供）

平成24年度から令和6年度の25m以上が泳ぐことができる小学校6年生児童の割合

	平24	平25	平26	平27	平28	平29	令5	令6
クロール男子	73%	73%	71%	76%	73%	70%	47%	54%
クロール女子	72%	68%	67%	69%	71%	61%	47%	43%
平泳ぎ男子	60%	54%	54%	60%	55%	55%	35%	42%
平泳ぎ女子	58%	49%	51%	47%	50%	44%	35%	35%

※令和元年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調査中止

○水泳授業のあり方

水泳授業は教員が実施する。その上で、水泳授業を補助する観点から地域の人的・物的資源については、積極的に活用していく。

民間スポーツクラブのインストラクター等との連携は、その活用の1つであり、このような連携により、さらに質の高い水泳授業を効果的に行うことが可能となる。

○民間プールの活用

民間スポーツクラブの屋内温水プール施設を活用し、水泳授業を実施する。

このような施設を活用することで、時期や天候に左右されず、水泳授業を計画的に実施することや専門性の高いインストラクターによる泳力別グループ指導や、監視員の配置による安全面に配慮した水泳授業の実施が可能となる。

民間委託等の経費は発生するものの、学校プールの改築や維持管理における経費の削減及び安全管理や衛星管理における教職員の負担軽減にも寄与するものである。

○学校プールの共同利用

学校プールの共同利用については、学校プールの改築や維持管理における経費の削減が見込まれるもの、水深による安全の確保や時間割の調整等の課題が見受けられるため引き続き検討が必要である。

また、広域的な視点複数校が共同利用できるように、屋内温水プールの建設等も検討することも考えられる。

○インストラクターの学校派遣

全ての児童生徒により良い環境を提供するため、民間プールの活用などを検討しているが、現状では、施設の数が限られており、市内全校の受け入れは難しい。

そこで、民間プールなどを活用し、水泳授業を実施する学校と同様に質の高い水泳授業を実施していくため、未実施の学校においては、インストラクターの学校派遣による授業展開などについても検討が必要である。

インストラクターの派遣派遣費用等は発生するものの、学校プールでの水泳授業における安全管理や教員の負担軽減が見込まれる。

なお、インストラクターの学校派遣にあたっては、夏季に集中するため、人員の手配については検討が必要である。

(3) 今後の民間プールを活用した見通し

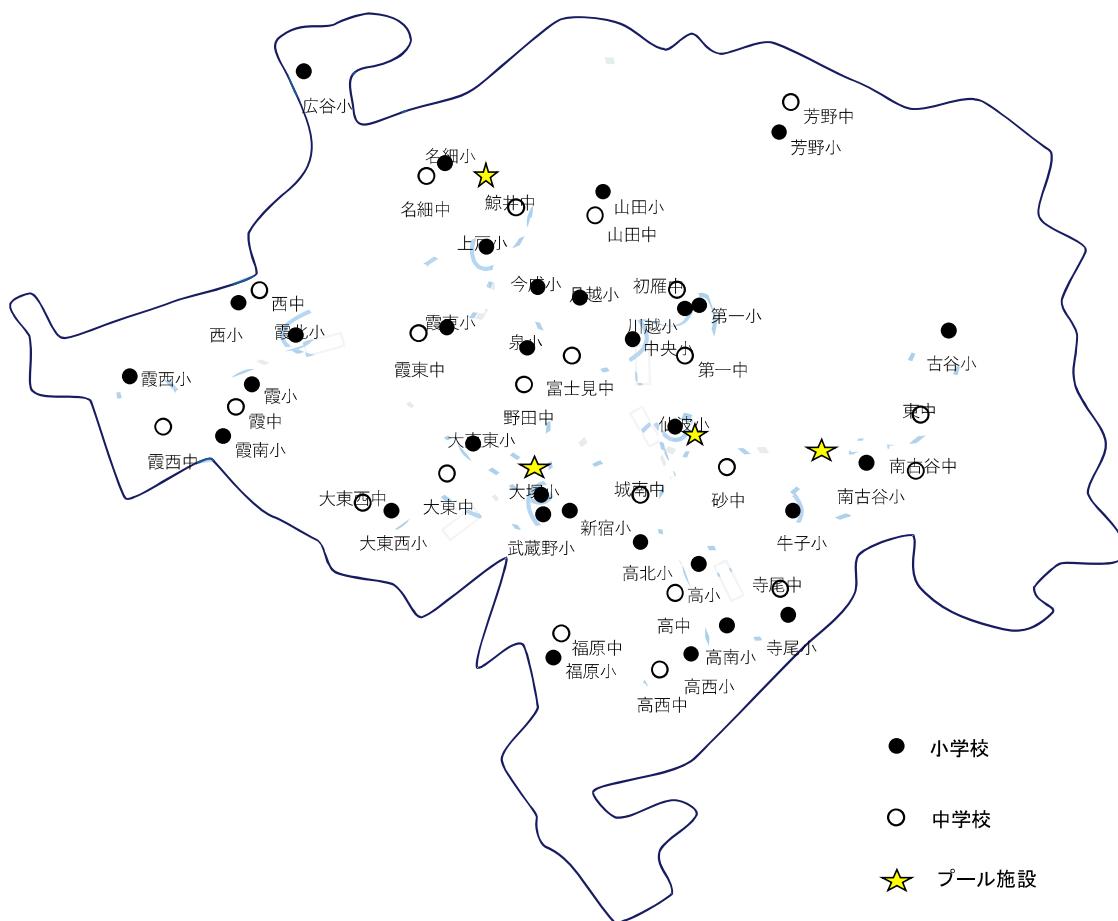
施設数や施設までの移動距離を鑑み、民間委託により水泳指導を行う学校は以下

のとおり考へてある。

民間施設名	学校
セントラルスイムクラブ川越	仙波小
イトマンスポーツスクエア南古谷	南古谷小・古谷小・牛子小
川越スイミングスクール	武藏野小・新宿小 大塚小・大東東小※2
コナミスポーツクラブ※1	上戸小・名細小※2

※1 コナミスポーツクラブについては、なぐわし公園 PiKOA 室内プールまたは川越店にて実施する。

※2 民間施設との調整上、すぐに実施ができないことが想定される。その場合は、試行期間に取り組んだ学校（□囲むの学校）から継続的に取り組む。



7 おわりに

令和4年12月に策定した「川越市立小・中学校の水泳授業及びプール施設のあり方について」に基づき、令和5年度から試行事業を実施し、その教育的効果等を検証してきた。

今回の結果から「公設・民設のプール施設を活用した水泳指導を委託すること」については、教育的効果等が得られるものとして分析している。

しかしながら、上記の内容についてはあくまでも1つの方法として捉え、今後も水泳授業を継続していくために、よりよい形を研究していく必要がある。

川越市立小・中学校水泳指導及び施設の在り方に係る検証報告について（概要）

教育指導課

1 水泳指導について

学習指導要領では、「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること」とされている。また、本市では、市立小・中学校の校長との話し合いや、体育主任も含めたアンケートを実施した結果から、義務教育で「泳ぐ」ということを指導することは、児童生徒に生涯親しめるスポーツとしての水泳を体験させるだけでなく、水の事故から身を守る運動を学ぶ機会であって、高い教育的效果を持つものであると認識されていることが分かった。
⇒ 市立小・中学校での水泳の指導については、今後も教育課程に位置づけ、実技としての授業を継続していくことが必要であると考えるものである。

2 検証の目的

令和4年12月に、「川越市立小・中学校の水泳授業及びプール施設のあり方について」において、これまでと変わらず、学校の教育課程に位置づけ、授業として実施していくにあたり課題を改善し、より効率的で効果的な水泳指導にするために、地域の人的・物的資源の活用について検討を進める。
⇒ 「公設・民設のプール施設を活用した水泳指導を委託すること」及び「複数の学校でプール施設を共有すること」について、令和5年度から試行的に実施してきた。

3 試行事業の概要

（1）委託事業の実際

○期待される効果

- 天候に左右されない計画的な水泳授業の実施
- 児童の安全の確保
- 専門性の高いインストラクターの指導による児童の泳力の向上
- 学校プールの維持管理費、改修・更新費用等に係る経費削減

○モデル校・実施場所・移動方法・期間

モデル校 令和7年度児童数	実施場所	移動方法	期間		
			令和5年度*2	令和6年度	令和7年度
仙波小学校 児童数：731人	セントラルスイム クラブ川越店 (セントラルスポーツ株式会社)	徒歩 約300m 約3分	令和5年5月15日から 令和5年7月10日まで	令和6年5月13日から 令和6年12月10日まで	令和7年5月12日から 令和7年12月16日まで
南古谷小学校 児童数：924人	イトマンスポーツ スクエア南古谷店 (株式会社イトマン スポーツウェルネス)*1	バス 行3.3km 15分 帰1.1km 10分	令和5年5月25日から 令和5年7月6日まで	令和6年5月9日から 令和6年12月5日まで	令和7年5月8日から 令和7年11月20日まで
新宿小学校 児童数：611人	川越スイミング クラブ	バス 約1.4km 約10分		令和7年6月9日から 令和7年7月7日まで	
武藏野小学校 児童数：682人	(株式会社シンワ・ス ポーツ・サービス)			令和7年9月8日から 令和7年12月15日まで	
上戸小学校 児童数：163人 ※第4及び5 学年のみ実施	なぐわし公園 PiKOA 室内プール (コナミスポーツ株 式会社)	バス 約2.0km 約10分		令和7年9月10日から 令和7年10月8日まで	

*1 「株式会社イトマンスポーツウェルネス」は、令和6年12月に「株式会社ダンロップスポーツウェルネス」から社名変更

*2 「令和5年度」の実施については、仙波小と南古谷小の第5及び第6学年のみ実施

（2）共用事業の実際

○期待される効果

- 学校プールの維持管理費、改修・更新費用等に係る経費削減

○モデル校・実施場所・移動方法・期間

モデル校	実施場所	移動方法	期間
福原小学校（第6学年）	福原中学校プール	徒歩	令和5年7月5日（1回）
福原中学校（第1学年）	福原小学校プール	（隣接）	

4 アンケート調査及び効果検証

①委託事業

検証の視点	効果検証
年間指導計画における実施可能な時期	5月から12月までの期間での実施が好ましい。
移動時間により教育課程に影響のない実現可能な距離	バスの場合、移動時間約10分以内の距離（約3km）であることが重要である。
移動手段（徒歩、バス）	移動手段であるバスの確保が、難しい状況である。
移動中及び授業中の安全面の確保	移動中については、引率教員だけではなく、他の教員も含めた児童の安全確保を図る必要がある。 授業中については、指導者の数が確保できてもよい。
学校と委託先との事前の打合せ事項	施設の使い方、安全配慮に関する注意事項、指導内容 等

②共用事業

検証の視点	効果検証
移動時間による前後の教育課程への影響	自由に行き来できる通路もあることから、影響はなかった。
水深が異なることによる安全面の課題	プールサイドの出入りを容易にする改修や水深調整を容易にできる仕組みの導入が必要がある。
2校間の時間割の調整	水泳指導の実施方法及び1校時の時間などから難しい。
2校間の施設の管理体制の調整	管理体制を調整し、実施できる。

5 コスト比較

【1校ありのコスト比較】	①プール更新	②民間活用	差し引き（①-②）
年間費用	8,745,000円	5,464,000円	3,281,000円
30年間の総費用	262,350,000円	163,920,000円	98,430,000円

6 今後の取組について

（1）総括

	委託授業	共用事業
メリット	・教員に加え、民間施設のインストラクターも指導に支援に入ることで、複数の人数で水泳指導を行うことができ、より安全且つ専門的な指導をすることができる。 ・室温、水温が一定に保たれているため、天候等に左右されることなく、水泳指導を行うことができる。 ・施設管理に関して教職員に負担がなくなる。	・学校プールの改築や維持管理における経費の削減が見込まれる
デメリット	・民間施設との日程調整や年間授業時刻と時間割の調整が必要である。 ・移動のバスの確保やバス会社との打合せが必要である。 ・バスの業務委託料の高騰が予想される。	・水深による安全の確保が必要である。 ・時間割の調整が難しい。

（2）今後の方向性について

- 水泳指導は教員が実施する。その上で、水泳指導を補助する観点から地域の人材・物的資源については、積極的に活用していく。
- 学校プールの共同利用については、水深による安全の確保や時間割の調整等の課題が見受けられるため引き続き検討が必要である。
- 民間プールの活用をしていく際、現状では、施設の数が限られている。そこで、民間プールなどを活用し、水泳授業を実施する学校と同様に質の高い水泳授業を実施していくため、未実施の学校においては、インストラクターの学校派遣による授業展開などについても検討する。

（参考）令和8年度の予算要求について

計算額 78,046千円	【内訳】 民間施設及び指導者委託料（10校） 36,430千円	バス送迎委託料（9校） 30,000千円	指導者派遣委託料（22校） 11,616千円
--------------	---------------------------------	----------------------	------------------------

民間施設名	学校	【小学校】
セントラルスイムクラブ川越店	仙波小	① 民間施設及び指導者を業務委託して授業を行う。（10校4施設）
イトマンスポーツスクエア南古谷店	南古谷小・古谷小・牛子小	② 既存の学校プールを使用し、指導者の業務委託（派遣）をして授業を行う。（22校）
川越スイミングスクール	武藏野小・新宿小・大塚小・大東東小※2	【中学校】 保健体育科担当教諭が学校プールで授業を行う。
コナミスポーツ ※1	上戸小・名細小※2	

*1 コナミスポーツについては、なぐわし公園PiKOA室内プール又は川越店にて実施する。

*2 民間施設との調整上、すぐに実施ができないことが想定される。その場合は、試行期間に取り組んだ学校（□囲むの学校）から継続的に取り組む。

報告事項（3）

修学旅行を含めた校外における行事の
更なる充実について

（教育指導課）

修学旅行を含めた校外における行事の更なる充実について

1 遠足・集団宿泊的行事のねらいと内容

(小学校学習指導要領解説 特別活動編)

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようすること。

(中学校学習指導要領解説 特別活動編)

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようすること。

2 各学校への周知事項

(1) 確認事項

①目的について

学習指導要領、川越市立小・中学校が行う校外における行事の実施基準、保護者を含めた児童生徒の実態、地域の実情などを踏まえ定めているか。

②目的に基づいた実施内容について

(ア) 場所

目的を達成するために適した場所となっているか。

(イ) 対象学年

目的を達成するために適した学年（発達段階）となっているか。

(ウ) 行程

目的を達成するために適した行程となっているか。

③経費について

保護者の経済的負担を考慮した額となっているか。

④安全面への配慮について

(ア) 児童生徒が、安全に、安心して活動できる場所や行程となっているか。

(イ) 事故防止及び救急措置についての対策を講じることのできる指導体制を確立できているか。

⑤保護者への説明について

校外行事の目的、実施内容、必要経費、安全面への配慮等について、保護者によく説明し、理解を得られているか。

(2) 参考送付物

川越市立小・中学校が行う校外における行事の実施基準（別紙参照）

川越市立小・中学校が行う校外における行事の実施基準

この基準は、「川越市立小・中学校管理規則」（昭和33年1月11日 教委規則第10号）第5条の規定による「別に定める基準」に当たるもので、校外における行事及び学習の実施基準である。

小・中学校が行う校外における行事には、学習指導要領に基づいて実施するものと、学校が教育上、特に必要と認めて実施するものとがあるが、いずれの場合においても、平素と異なる生活環境のもとで見聞を広め、自然や文化に親しむとともに、望ましい集団生活やボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動など豊かな充実した生活を体験させ、校内では得られない教育効果を期待して実施するものである。

したがって、これらの実施に当たっては、確立された指導体制のもとに、周到な計画とゆきとどいた準備及び適切な指導が必要であり、特に事故防止及び救急措置については万全の対策を講じておかなければならない。

1 修学旅行

修学旅行は、自然・文化・経済・産業・政治などについて見聞を広めるとともに、集団のきまり・公衆道徳などについて望ましい体験を得させることを目的とする。

(1) 時期

年間を通じ、適当な時期に実施する。

(2) 日数

ア 小学校においては、宿泊をする旅行は原則として行わない。ただし、特に必要と認める場合は、1泊2日以内で実施することができる。

イ 中学校においては、2泊3日以内とする。ただし、特に必要と認める場合は、実時間72時間を超えない範囲で車中泊1泊を加えることができる。

(3) 経費

目的の達成と保護者の経済的負担を考慮して、適正な額とする。

(4) 実施学年

在学中1回に限り、最終学年又はその前学年において実施する。

(5) 参加率

学年人員の85パーセントを下らないものとする。

(6) 引率者

ア 引率責任者は、校長又は教頭とする。

イ 可能な限り、学校医及び養護担当教員（養護教諭、養護助教諭又はこれに代わる者）が参加するものとする。

ウ 引率者の数は、参加児童・生徒数15～30人に対し教員1人を基準とする。
ただし、引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠とする。

(7) 承認の手続き

ア 校長は、別紙様式1により、実施日の1ヵ月前までに教育委員会に申請し承認を受ける。

イ 小・中学校職員に入場料等がかかる有料施設を利用する場合の承認の手続きについては、別に定める。

(8) 実施後の報告

校長は、実施後速やかに教育委員会に実施報告を行う。

2 林間学校

林間学校は、山野・林間の生活を通して自然に親しみ、情操を高め、心身の健全な発達を図るとともに、規律ある集団生活によって望ましい生活態度を身に付けさせることを目的とする。

(1) 時期

原則として夏季休業中に実施する。

(2) 日数

参加児童・生徒の心身の発達、疲労等を考慮して下記の日数を限度とする。

小学校 2泊3日 中学校 3泊4日

(3) 経費

目的の達成と保護者の経済的負担を考慮して、適正な額とする。

(4) 参加率

学年人員の85パーセントを下らないものとする。

(5) 引率者

ア 引率責任者は、校長又は教頭とする。

イ 学校医又は養護担当教員が参加するものとし、学校医の参加が得られない場合は、実施地の医療機関の十分な協力が得られるよう事前に連絡をとることとする。

ウ 引率者の数は、参加児童・生徒数15人に対し教員1人を基準とする。ただし、実施内容によっては、15人～30人に対して1人とすることができる。引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠とする。

(6) 承認の手続き

ア 校長は、別紙様式1により、実施日の20日前までに教育委員会に申請し承認を受ける。

イ 小・中学校職員に入場料等がかかる有料施設を利用する場合の承認の手続きについては、別に定める。

(7) 実施後の報告

校長は、実施後速やかに教育委員会に実施報告を行う。

3 臨海学校

臨海学校は、海に親しませることによって、水泳の技能を養い、心身の健全な発達を図るとともに、規律ある集団生活を通して、望ましい生活態度を身に付けさせることを目的とする。

(1) 時期

原則として夏季休業中に実施する。

(2) 日数

参加児童・生徒の心身の発達、疲労等を考慮して、原則として在学中1回、下記の日数を限度とする。

小学校 2泊3日

中学校 3泊4日

(3) 経費

目的の達成と保護者の経済的負担を考慮して適正な額とする。

(4) 参加率

学年人員の85パーセントを下らないものとする。

(5) 引率者

ア 引率責任者は、校長又は教頭とする。

イ 学校医又は養護担当教員が参加するものとし、学校医の参加が得られない場合は、実施地の医療機関の十分な協力が得られるよう事前に連絡をとることとする。

ウ 引率者の数は、参加児童・生徒数10人に対し教員1人を基準とする。ただし、引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠とする。

(6) 承認の手続き

ア 校長は、別紙様式1により、実施日の20日前までに教育委員会に申請し承認を受ける。

イ 小・中学校職員に入場料等がかかる有料施設を利用する場合の承認の手続きについては、別に定める。

(7) 実施後の報告

校長は、実施後速やかに教育委員会に実施報告を行う。

4 集団宿泊学習

集団宿泊学習は、望ましい集団活動を通じて、教師と生徒及び生徒相互間の理解を深めるとともに、望ましい生活態度を身に付け、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい学校生活を送ろうとする実践的な態度を育成することを目的とする。

(1) 時期

原則として4月から5月までに実施する。ただし、小学校においては宿泊学習

は原則行わない。

(2) 日数

中学校の第1学年 在学中1回、1泊2日を限度とする。

(3) 経費

目的の達成と保護者の経済的負担を考慮して、低廉で適正な額とする。

(4) 参加率

学年人員の85パーセントを下らないものとする。

(5) 引率者

ア 引率責任者は、校長又は教頭とする。

イ 学校医又は養護担当教員が参加するものとし、学校医の参加が得られない場合は、実施地の医療機関の十分な協力が得られるよう事前に連絡をとることとする。

ウ 引率者の数は、参加児童・生徒数15人に対し教員1人を基準とする。ただし、実施内容によっては、15人～30人に対して1人とすることができる。引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠とする。

(6) 宿泊場所

原則として県内の公共施設を利用する。

(7) 承認の手続き

ア 校長は、別紙様式1により、実施日の1か月前までに教育委員会に申請し承認を受ける。

イ 小・中学校職員に入場料等がかかる有料施設を利用する場合の承認の手続きについては、別に定める。

(8) 実施後について

校長は、実施後速やかに教育委員会に実施報告を行う。

5 遠足・見学等

遠足・見学等は、学習の場を校外に移し、美しい自然や文化にふれ、学習活動の充実発展を図るとともに、規律ある集団生活を通して、望ましい生活態度を身に付けることを目的とする。

(1) 時期

年間を通じ、適当な時期に実施する。

(2) 日数

日帰りとする。

(3) 経費

目的の達成と保護者の経済的負担を考慮して、適正な額とする。

(4) 参加率

学年人員の85パーセントを下らないものとする。

(5) 引率者

ア 引率責任者を明確にする。

イ 引率者の数は、目的地、参加児童・生徒数などに応じて適当な教員数とする。

(6) 承認等の手続き

ア 実施地が管外の場合には、別紙様式1により、校長は、実施の20日前までに教育委員会に申請し承認を受ける。

イ 実施地が管内の場合には、別紙様式2により、校長は、実施の20日前までに教育委員会に届け出る。

ウ 小・中学校職員に入場料等がかかる有料施設を利用する場合の承認の手続きについては、別に定める。

(7) 実施後の報告

引率責任者は、実施後速やかに校長に報告し、校長は教育委員会に報告する。

付記

1 上記1, 2, 3以外の校外における行事の実施に当たっては、この基準に準拠することを原則とする。

2 上記4(6)アの管外とは、埼玉県外とする。イの管内とは、埼玉県内とする。

3 主として体育部活動として行う対外運動競技については、「児童・生徒の運動競技について」(平成13年10月2日付け 教体第1284号)によるものとする。

4 特別支援学級における集団宿泊学習については、特別支援学級設置校校長会との協議によるものとする。

附則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

報告事項(4)

市内小学校におけるいじめ重大事態の
発生について **(非公開)**

(教育指導課)

協議事項（1）

学校における働き方改革基本方針の改訂について

（学校管理課）

学校における働き方改革基本方針

令和8年4月1日～令和11年3月31日



令和8年4月
川越市教育委員会

目次

教育長メッセージ「学校における働き方改革の更なる推進に向けて」-----	1
川越市「学校における働き方改革基本方針」(令和8年4月1日～令和11年3月31日)の概要-----	2
第1 「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨 -----	3
1 県の動向及び川越市の取組-----	3
2 時間外在校等時間について-----	4
3 教員の勤務実態の現状-----	6
第2 総論 -----	12
1 目的 -----	12
2 川越市の目指す教職員の働き方 -----	13
3 目標 -----	13
4 目標達成のための具体的な指標-----	14
5 目標達成に向けた四つの視点-----	15
6 フォローアップ -----	16
第3 目標達成に向けた具体的取組 -----	17

※本市「学校における働き方改革基本方針」に記載している「教員」、「教職員」について
「教員」…教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭（調査等は、校長も含む）
「教職員」…校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、学校栄養職員、県費事務職員

教育長メッセージ「学校における働き方改革の更なる推進に向けて」

川越市教育委員会では、働き方改革の更なる推進に向けて「学校における働き方改革基本方針」を改定しました。これまでも、各学校の工夫改善、保護者、地域、学校関係者のご協力のもと、学校における働き方改革推進に向け、様々な取組を実施していただきました。その姿勢に感謝申し上げます。

未来を担う子供たちは財産で、その子供たちを育てる教職員もまた財産です。

私たちが目指すのは、「子供たちのために力を尽くす教職員が、やりがいを感じながら、安心して働く職場」の実現です。教職員一人ひとりが専門性を發揮し、協働しながら教育活動を進めていくためには、更なる持続可能な働き方への転換が必要です。

改革の成功には、市と学校が一体となって取り組むことが不可欠です。教職員、保護者、地域の皆様と手を取り合いながら、すべての子供たちがよりよい教育を受けられるよう、そして教職員が誇りをもって働くよう、環境を整えてまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年4月1日

川越市教育委員会教育長

川越市「学校における働き方改革基本方針」(令和8年4月1日～令和11年3月31日)の概要

1 目的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

2 川越市の目指す教職員の働き方

一人ひとりが働きやすく、「働きがい」のある職場を目指して

～「効果的・効率的な業務」「多様なワークライフスタイル」「未来の自分への投資時間の確保」の実現～

3 目標

【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和10年度末までに**100%に!!!**

【ウェルビーイング】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立（年休取得率、働き方に関する肯定的意識70%以上）

4 目標達成に向けた四つの視点

- (1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- (2)教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
- (3)教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4)保護者や地域の理解と連携の促進

5 フォローアップ

- (1)「在校時間記録システム」等による客観的な在校等時間の把握
- (2)「負担軽減検討委員会」等での学校職員からの意見聴取
- (3) 教育委員会事務局で構成する「負担軽減検討委員会」での取組状況の評価・改善



第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

1 県の動向及び川越市の取組

埼玉県教育委員会では、令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和3年度末までに教員の時間外在校等時間を原則、月45時間以内、年360時間以内とする目標を設定し、教職員の多忙化解消・負担軽減に向けた取組を開始した。しかしながら、令和3年度末においても目標達成に至っていなかったことから、令和4年4月に「学校における働き方改革基本方針」を改定(以下「前基本方針」という。)し、令和4年度から3年間の方針として働き方改革を推進してきた。令和7年度には、国の動向を踏まえ、再度改定を行い、令和7年4月にから3年間の方針として「学校における働き方改革基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定した。

川越市教育委員会では、県教育委員会がまとめた平成24年3月「学校における負担軽減検討委員会報告書」を参考にし、文書作成や調査回答事務の効率化、会議・研修会等の精選等に取り組んできた。また、平成24年度から「学校における負担軽減に関する会議」を実施、平成27年度から「ふれあいデー」、平成29年度から「サマーリフレッシュウィーク」の設定、平成30年1月には「在校時間記録システム」を導入、令和元年度からは「ノーベル活デー」の設定、令和2年度からは「統合型校務支援システム」を導入、令和4年度4月から「スクール・サポート・スタッフ」を配置、9月からは「勤務時間外の電話対応時刻の設定」等により効果的な教職員の負担軽減に取り組んできた。

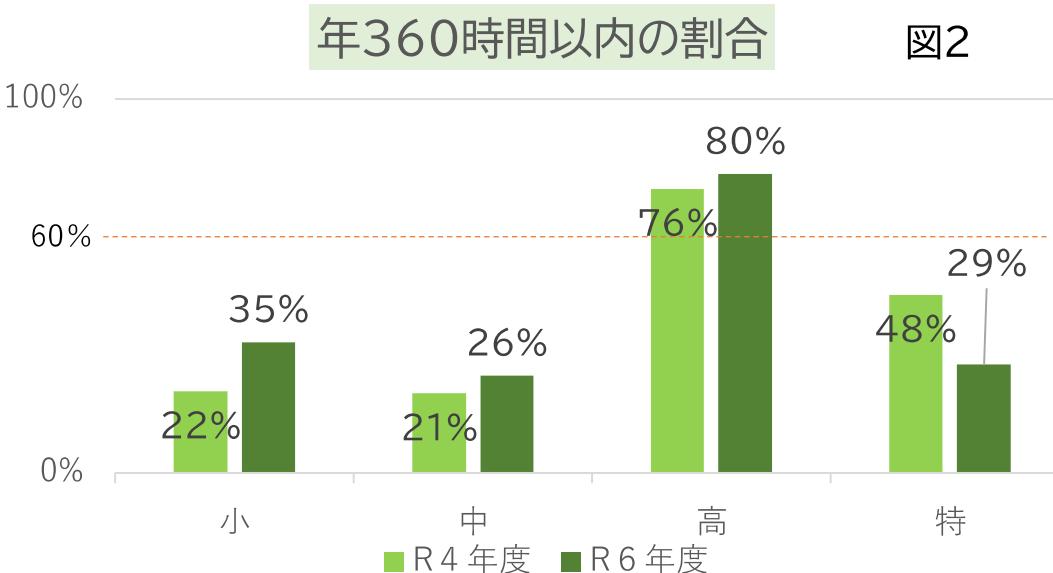
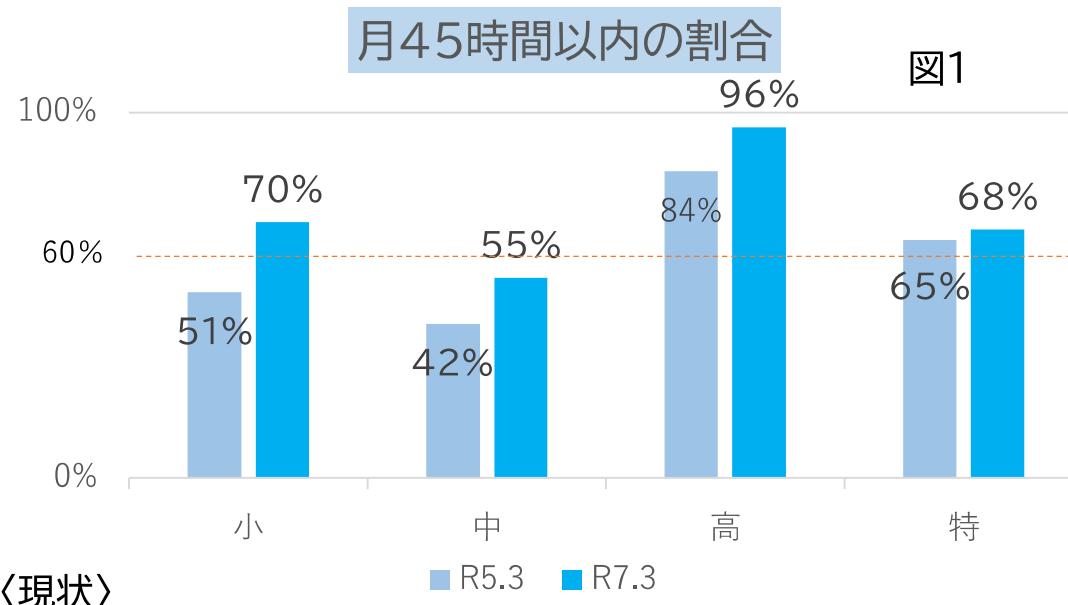
今後も教員が子供たちへのよりよい教育を実現できるよう、川越市教育委員会では、県「基本方針」と歩調を合わせ、川越市「基本方針」を策定し、更には、「川越市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を作成することで、働き方改革を進め、教育の質の維持向上に取り組んでいく。

第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

2 時間外在校等時間について

(1) 時間外在校等時間の割合の推移

川越市前基本方針の目標
【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに60%以上に



- ・時間外在校等時間 月45時間以内の教員数の割合は増加しているが、中学校においては目標達成に至っていない(図1)。
- ・時間外在校等時間 年360時間以内の教員数の割合は、目標達成に至っているのは高校のみである(図2)。

〈課題〉

- ・目標達成には、教員一人当たりの更なる業務量の削減が必要であり、また業務の効率化が必要である。
- ・教育の質の維持向上を図りつつ業務の総量を削減させるには、児童生徒に直接関わらない業務を更に削減しなければならない。
- ・業務の効率化を進めるためには、外部人材やICTの活用等の各取組を加速させる必要がある。

第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

2 時間外在校等時間について

・対象：県費負担教員（フルタイム勤務の者。臨時の任用教員等を含む）

（2）令和7年度勤務実態調査等の結果

表1 1日の平均時間外在校等時間(R7.6)

	校長	教頭	教諭等
小	1：47	2：15	1：56
中	1：49	2：17	2：07

表2 平日1日の従事内容及び時間(授業を除く上位5項目)

	1位	2位	3位	4位	5位
小	授業準備 (1:14)	その他事務 (1:08)	行事準備 (0:40)	生徒指導 (0:33)	学年学級経営 (0:22)
中	学年学級経営 (1:10)	授業準備 (1:09)	その他事務 (0:57)	生徒指導 (0:30)	部活動 (0:29)

表3 1日の持ち帰り業務内容及び平均時間
(上位3項目)

	1位	2位	3位
小	授業準備 (0:22)	行事準備 (0:04)	学年学級経営 (0:03)
中	授業準備 (0:13)	学年学級経営 (0:04)	研修準備 (0:02)

※教諭等：教諭、助教諭、講師

〈現状〉

- 両校種とも「教頭」の時間外在校等時間が最も長い。
- 平日1日の従事内容については、子供と直接関わらない業務である「その他事務」が、両校種とも上位に含まれている。
- 1日の持ち帰り業務については、両校種とも「授業準備」の従事時間が最も長い。

〈課題〉

- 時間外在校等時間が長い「教頭」を支援していく必要がある。
- 「その他事務」の業務量の削減及び業務の効率化により従事時間を縮減する必要がある。
- 勤務時間内で授業準備を終えられるよう改善を図る必要がある。

第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

3 教員の勤務実態の現状

(1) 教員の意識調査結果の推移

・対象：県費負担教員（フルタイム勤務の者。臨時の任用教員等を含む。）
市立川越高等学校においては、市教育職員（フルタイム勤務の者。臨時の任用の者も含む。）

① 教員が本来担うべき業務の時間の確保

質問項目	対象	年度	できている どちらかというとできている	できっていない どちらかというとできていない
子どもと向き合う時間は確保できていますか。	教諭	R4	62%	38%
		R7	67% ↑	33%
教材研究や授業準備の時間は確保できていますか。	教諭	R4	41%	59%
		R7	44% ↑	56%

② 健康を意識した働き方

質問項目	対象	年度	できている どちらかというとできている	できていない どちらかというとできていない
ふれあいデー（毎月21日）に定時退勤はできていますか。	校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭	R4	28%	72%
		R7	34% ↑	66%
休憩時間をとることができますか。	校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭	R4	15%	85%
		R7	20% ↑	80%
目標としている退勤時刻に帰ることができますか。	校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭	R4	33%	67%
		R7	42% ↑	58%

第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

3 教員の勤務実態の現状

(1) 教員の意識調査結果の推移

③ 負担感の減少(1)

質問項目	対象	年度	全く負担に感じていない あまり負担に感じていない	大いに負担に感じている 少し負担に感じている
採点・成績処理は、どれぐらい負担に感じていますか。	教諭	R4	30 %	70 %
		R7	34 % ↑	66 %
授業準備は、どれぐらい負担に感じていますか。	教諭	R4	47 %	53 %
		R7	48 % ↑	52 %
学年学級事務は、どれぐらい負担に感じていますか。	教諭	R4	41 %	59 %
		R7	43 % ↑	57 %
分掌事務は、どれぐらい負担に感じていますか。	教諭、養護教諭	R4	43 %	57 %
		R7	37 % ↓	63 %
生徒指導・教育相談は、どれぐらい負担に感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	41 %	59 %
		R7	38 % ↓	62 %
保護者・地域対応は、どれぐらい負担に感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	39 %	61 %
		R7	35 % ↓	65 %
学校行事は、どれぐらい負担に感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	50 %	50 %
		R7	45 % ↓	55 %
会議・打ち合わせは、どれぐらい負担に感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	40 %	60 %
		R7	46 % ↑	54 %
校内研修は、どれぐらい負担に感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	43 %	57 %
		R7	46 % ↑	54 %

第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

3 教員の勤務実態の現状

(1) 教員の意識調査結果の推移

③ 負担感の減少(2)

質問項目	対象		全く負担に感じていない あまり負担に感じていない	大いに負担に感じている 少し負担に感じている
消毒や感染症予防等への対応は、どれくらい負担に感じていますか。	校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭	R4	48 %	52 %
		R7	82 % ↑	18 %
部活動指導（平日）は、どれくらい負担に感じていますか。	主幹教諭、教諭 【中学校・高等学校】	R4	42 %	58 %
		R7	48 % ↑	52 %
部活動指導（休日）は、どれくらい負担に感じていますか。	主幹教諭、教諭 【中学校・高等学校】	R4	34 %	66 %
		R7	44 % ↑	56 %
進路指導は、どれくらい負担に感じていますか。	主幹教諭、教諭 【中学校・高等学校】	R4	58 %	42 %
		R7	65 % ↑	35 %

〈現状〉

- ・「教員が本来行うべき業務時間の確保」「健康を意識した働き方」については、「負担に感じていない」の数値において上昇が見られる。
- ・業務量の削減、業務の効率化が進み、時間を意識した働き方をできるようになったと考えられる。



〈課題〉

- ・「負担感の減少」について、成果を感じられていない項目がある。「校務分掌」「生徒指導・教育相談」「保護者・地域対応」「学校行事」である。
- ・負担感が強いのは、「採点・成績処理」「保護者・地域対応」「校務分掌」「生徒指導・教育相談」の順である。
- ・多様な職員の有効活用、ICTのさらなる活用によって、負担軽減を図る必要がある。

第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

3 教員の勤務実態の現状

(1) 教員の意識調査結果の推移

④ 働きがい等

質問項目	対象	感じている どちらかというと感じている	感じていない どちらかというと感じていない
現在の仕事に働きがいを感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R 5 85%	15%
		R 7 85% →	15%

⑤ どんな時に働きがいを感じているか

	教諭等	管理職
1位	・児童生徒と良好な関係が築けたとき	・職員が成長したとき
2位	・児童生徒が授業を理解していると感じたとき	・保護者・地域と良好な関係が築けたとき
3位	・行事等が成功したとき	・職員と良好な関係が築けたとき

〈現状〉

- ・時間外在校等時間が長く、負担感も強いが、85%の教員が働きがいを感じている。
- ・相手の成長の実感、また、関係性が良好だと、働きがいを感じやすい。



〈課題〉

- ・時間的ゆとりを生み出すことで、教職員が互いに関わり合い、相談したり、アドバイスしたりする職場環境の醸成が必要である。
- ・研修等の充実により、技術力の向上が働きがいに大きく寄与するものと考えられる。

第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

3 教員の勤務実態の現状

(2)部活動における実施状況調査の結果

・調査期間：令和7年6月
・対象校：22校
・部活動数：270部(運動系211部、文化系59部)

	(ア)平日の平均活動時間 (120分超)	(イ)休業日の平均活動時間 (180分超)	(ウ)平日の平均休養日 (1日未満)	(エ)休業日の平均休養日 (1日未満)
R4	20%	40%	12%	6%
R7	19%	27%	0%	2%

【参考】「川越市立中学校の部活動の在り方に関する方針」

(ア)平日の活動時間は、長くとも2時間程度

(ウ)休養日の設定が、平日は、少なくとも1日

(イ)休日の活動時間は、長くとも3時間程度

(エ)休養日の設定が、土日は、少なくとも1日以上

〈現状〉

- ・「川越市立中学校の部活動の在り方に関する方針」に沿って活動した部活が増えた。



〈課題〉

- ・調査期間(6月)が、大会等の時期と重なっているため、規定の時間を超えて活動する部活がある。
- ・3校以上の練習試合等があると、規定の時間を超えた活動時間となってしまっている。

第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

3 教員の勤務実態の現状

(3)教職員の年次休暇の使用状況等調査の結果

・調査期間：(R4)令和4年1月1日～令和4年12月31日
(R6)令和6年1月1日～令和6年12月31日

	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
R4	13.4日	10.2日	11.6日	13.2日
R6	15.1日	12.5日	11.4日	12.7日

〈現状〉

- ・小・中学校において、年次休暇の平均使用日数が増えた。
- ・川越市前基本方針の目標である「年次休暇の10日以上の取得」は達成できた。



〈要因〉

- ・平日も年次休暇を取得できるように、計画年休を実施している。
- ・教職員間で、年休を取得しやすい雰囲気が醸成されている。管理職が積極的に声掛けを行っている。
- ・「サマーリフレッシュウィーク」の拡充や「県民の日」を閉庁日にしたことにより、年休の取得がしやすい環境が整えられた。

第2 総論

1 目的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

川越市前基本方針では、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」を目的に掲げ、働き方改革を推進してきた。

働き方改革を含めた教師を取り巻く環境整備の最終的な目的について、令和6年8月の「『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」では、「学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現」であるとしている。

川越市においても、教員が心身ともに健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで、学校教育の質の維持向上を図ることが「子供たちへのよりよい教育の実現」につながるという考え方の下で働き方改革を推進してきた。基本方針では、より分かりやすく「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」と目的の表現を改め、働き方改革の推進によって生み出された時間で主体的な研修や教育相談、生徒指導等を充実させることで、目的を実現させていく。

第2 総論

2 川越市の目指す教職員の働き方

一人ひとりが働きやすく、「働きがい」のある職場を目指して
～「効果的・効率的な業務」「多様なワークライフスタイル」「未来の自分への投資時間の確保」の実現～

働き方改革を推進するには、DXやTX^{*}の考え方を取り入れた「効果的・効率的な業務」を推進する必要がある。また、仕事と子育ての両立など、教職員のニーズに応える「多様なワークライフスタイル」を可能としなければならない。さらに、効率化や多様化によって新たに時間が生み出され、「未来の自分への投資時間の確保」ができることが、教職員としての更なる資質向上につながっていく。

3 目標

【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和10年度末までに100%に
【ウェルビーイング】「働きやすい^{*}」「働きがい^{*}がある」職場環境の確立(年休取得率、働き方に関する肯定的意識70%以上)

「子どもたちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教員が心身ともに健康であることが必要である。そのため、時間外在校等時間に係る目標は、「月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和10年度末までに100%」とする。

また、「川越市の目指す教職員の働き方」の実現に向けて、時間だけでは推し量れない教職員としての『『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立』を川越市前基本方針から継続して設定した。

時間外在校等時間の縮減に向けて実効性ある取組を推進しつつ、教育の質の維持向上を図ることに加え、教員のウェルビーイングを高めながら、子どもたちへのよりよい教育を実現できるよう、働き方改革を推進していく。

* TX…「タスクトランスフォーメーション」の略称で、デジタルを前提として人と機械が行うタスク、仕事を振り分けること。

* 働きやすい…教職員の健康・安全・福利厚生を重点とし、心にゆとりをもって安心して働くこと。

* 働きがい…教職員が仕事に熱意と誇りをもち、仕事を通しての達成感・充実感・成長感が得られること。

第2 総論

4 目標達成のための具体的な指標

【ウェルビーイング】「働きやすい」「働きがい がある」職場環境の確立(年休取得率、働き方に関する肯定的意識70%以上)

具体的な指標を設け、実態を把握していく。

項目	現状	目標
(1)教職員の年次休暇の使用状況 (平均) (P11の調査)	①小学校 15.1日 ②中学校 12.5日 ③特別支援学校 11.4日 ④高等学校 12.7日	1年間で20日付与される内、 14日(70%)以上取得できる 環境をつくる。
(2)教員の働き方に関する意識状況 (P6～9の調査)	①教員が本来担うべき業務の時間の確保 56% ②健康を意識した働き方 32% ③負担感の減少 47% ④働きがい 85%	4項目全体の平均として、 70%以上を目指す。 55% } 55%

第2 総論

5 目標達成に向けた四つの視点

四つの視点	定量指標	定性指標
(1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現	取組ごとの達成状況	・業務における「負担感減少」の実感
(2)教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立	取組ごとの達成状況	・「働きがい」の実感
(3)教職員の健康を意識した働き方の推進	取組ごとの達成状況	・「健康を意識した働き方ができている」という実感
(4)保護者や地域の理解と連携の促進	取組ごとの達成状況	・保護者、地域との関係における「負担感減少」の実感

教諭等の業務内容は学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等、多岐にわたる。これらの中には、業務範囲が曖昧なものや、教職員が担う必要のない業務も含まれている。

目標を達成するためには、文部科学省が示した「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、必ずしも教職員が担う必要のない業務は外部人材を活用することで教職員の業務から切り離す、効果的に業務を遂行するためにICTを活用するなど、DXやTXの考え方を取り入れ、実践することが不可欠である。

また、「職場の心理的安全性」、「良好な労働環境」、「保護者や地域との信頼関係」、「子供の成長実感」を観点とした「教師のウェルビーイング」の考え方を取り入れ、上記の四つの視点を「取組の柱」とした。

さらに、取組の成果を判断する際の基準として、四つの視点それぞれに「定量指標」と「定性指標」を設けた。四つの視点に設定した取組のうち、客観的な評価が可能な取組や時間外在校等時間の縮減に効果が期待できる取組は、定量指標で評価し、PDCAサイクルにより評価検証を図る。定性指標については、「教員の意識調査」を活用し、状況を把握することで、働きやすい、働きがいがある職場環境の確立を目指す。

第2 総論

6 フォローアップ

- (1) 「在校時間記録システム」等による客観的な在校等時間の把握
- (2) 「負担軽減検討委員会」等での学校職員からの意見聴取
- (3) 教育委員会事務局で構成する「負担軽減検討委員会」での取組状況の評価・改善

働き方改革の取組を着実に実施していくため、健康管理の観点から客観的な在校等時間を把握するとともに、学校職員からの意見聴取により把握した現状について、基本方針の目標、取組と関連させた評価・改善を行う。この一連の流れにより、働き方改革の進捗をフォローアップし、時間外在校等時間の改善を図る。

フォローアップの具体的な方法について、(1)として「在校時間記録システム」等で在校等時間を把握し、教職員の健康管理等に活用する。また、学校の実情を把握するために、(2)の「負担軽減検討委員会」等での意見聴取を行う。

上記(1)(2)及びその他の取組から把握した情報を踏まえて、(3)の「負担軽減検討委員会」において、基本方針の各取組を評価・検証し、その内容・実施方法等を必要に応じて修正することでより効果のある取組に改めていく。

また、国・県の動向を踏まえ、新たな取組等が必要となる場合は、基本方針を基本としつつ、動向を踏まえた取組内容となるよう検討を行う。

第3 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○教育条件整備



調査の縮減・効率化



【学管、教指、教セ】

効率的な方法（学校への発出方法を統一化、アンケートシステムによる回答、鑑文省略、簡素化等）で調査を実施します。

各種委員会内容の精選



【学管、教指、教セ】

調査・研究に係る各種委員会に関しては、活動内容や実施回数等の精選について検討します。

スクラップアンドビルトの徹底

【学管、教指、教セ、学校】

スクラップアンドビルトを原則とし、年に1回、担当課で見直しを行います。また、各学校においても、教育効果を踏まえながらスクラップに取り組みます。

New

勤務時間外の教育活動の検証及び指導・助言

【教指】

勤務時間開始前及び終了後に恒常的に行う教育活動がある場合には改めて検証し、その結果に応じて勤務時間を意識した勤務環境の改善に取り組むよう校長への指導・助言を行います。

学校訪問における負担軽減

【学管、教指、教セ】

学校訪問について、学校の負担を考慮して過度な対応は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化、学校の業務状況へ配慮を徹底するように働きかけます。

※ 【】内は実施主体を表す。

【学管】…学校管理課、【教指】…教育指導課、【教セ】…教育センター、【教総】…教育総務課、【教財】…教育財務課

※ New …今期からの新しい取組



…特に力を入れて取り組むもの。取り組むことで、働き方改革が大きく前進することが期待される取組

☆ … 定量指標で評価するもの

第3 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○教育条件整備

New

ICTに係る相談窓口支援等

【教指】

学校におけるICT活用を円滑に進めるため、Web相談窓口を開設するとともに、ICT支援員等の外部人材を活用し、学校の実情に合わせた相談・支援を行います。

New

「川越市立中学校の部活動の在り方に関する方針」の厳守

【教指】

「川越市立中学校の部活動の在り方に関する方針」を踏まえた取組を徹底できるよう、部活動実施状況調査を行い、活動に課題が見られる学校に対し、方針の厳守を働きかけます。

「ノー部活デー」の設定



【教指】

各学校で状況を踏まえた「ノー部活デー」を推奨し、教員の負担軽減を図ります。

New

特定研修の精選等

【教セ】



負担軽減の観点から、特定研修（悉皆の研修）の内容の精選を検討します。また、オンライン実施を含め、負担軽減の方法等について検討します。

第3 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○校務DX・TXの推進

New

学校徴収金のキャッシュレス化 【学管】

学校で取り扱う各種徴収金についてキャッシュレス化を検討します。

New

公簿類の電子化検討 【学管】

紙で保管している公簿等について、電子化できる範囲を検討し、学校の負担軽減を図ります。

学校部活動の改革 【教指】

関係部局と連携し、部活動の地域展開について段階的に進めます。

先行事例等の紹介 【教指、教セ】

教員の授業準備にかける時間を削減し、事務の効率化を図るために、県内の市町村教育委員会や学校における先行事例等を紹介します。

第3 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○校務DX・TXの推進

New

校務DXの推進

【教指】

教員の働きやすさにつながる教育システム環境の検討及び整備の推進を行います。

学習指導案や教材等の共有

【教指、教セ】

グループウェア機能を用いて、学習指導案や教材等の実践事例を共有し、授業準備等に掛ける時間を削減し、負担軽減を図ります。

New

市教委主催会議等の動画・オンライン化

【学管、教指、教セ】

市教育委員会が主催する会議、説明会等においては、実施内容を踏まえて動画・オンラインでの実施を推進し、教職員の負担軽減につなげます。また、会議資料の縮減や電子化を進めます。

第3 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○外部人材の活用／教職員のスキルアップ支援

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置と運用の工夫

【教セ】

多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のために、スクールカウンセラー、さわやか相談員及びスクールソーシャルワーカーの配置と運用の工夫に努めます。



教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の適正配置

【学管】

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を適正に配置するとともに、有効に活用するための「教員業務支援員との協働事例集」を周知し、効果的な活用が図られるよう働き掛けます。

New

スクールロイヤーによる相談の実施

【教指】

家庭との対応や子供を取り巻く問題に関して、スクールロイヤーによる法律相談を実施し、教職員を支援します。

New

生徒指導スキルアップ資料の周知

【教指】

生徒指導のスキルアップにつながる資料等を周知し、生徒指導に係る負担の軽減を図ります。

部活動指導員の配置

【教指】

部活動指導員について適正に配置するとともに、教員の働き方改革に資する取組となるように働き掛けます。

第3 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○県や関係団体等への働き掛け等

教職員定数の改善

【学管】

教員定数の改善について、教職員の負担を軽減できるよう、あらゆる機会を捉えて県に働き掛けます。

教員の未配置・未補充の解消等

☆ 【学管】

未配置・未補充解消のため、組織横断的に取り組みます。特に、産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、年度途中に妊娠・出産が分かった場合でも未補充が生じないよう、適切な後補充の配置について努力します。

New

小学校の教科担任制の拡充

☆ 【学管】

教員の持ち時間数の削減に向け、教科担任制を拡充するために、教員を適切に配置できるよう努力します。

業前活動の原則中止

【教指】

各学校で行われている業前活動（部活動の朝練習を含む。）について始業前には原則行わない。

New

生徒募集業務の縮減及び交流事業の負担軽減

【学管】

高等学校の生徒募集業務に係る取組については、高等学校と中学校双方において過度な負担にならないよう配慮することが必要です。高等学校の教員による中学校訪問については、引き続き、時期や回数、方法を見直すことで縮減を図ります。交流事業（「上級学校訪問」や「出前授業」など）を実施する場合、高等学校の負担に配慮して実施するよう働き掛けます。特に、出前授業の参加については、高等学校の教職員の出張を伴うなど負担が大きいことから、教職員の業務や日課等に十分配慮できる場合に限り、実施します。

実践事例集の周知活用

【学管】

各学校の管理職に対し、「埼玉県業務改善スタンダード活用事例集」や川越市の業務改善コーディネーター校の実践を広く周知し、学校の実情に応じて活用するよう働き掛けます。

第3 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

○働きやすい職場環境の整備

New

週休日の振替や休暇等の確実な取得

【学管】

週休日の振替の原則は1日単位であることを周知し、原則4週につき8日の週休日を設けることを校長会のほか、学校訪問等の機会においても指導を徹底します。引き続き、週休日の振替や休暇等の取得しやすい職場環境の整備を推進します。

○柔軟な働き方の推進

New

男性の育児休業取得の情報発信

【学管】

出産・育児に関する休暇・休業制度や児童手当、育児休業手当金などの給付制度の周知を行うなど、男性職員の育児休業の取得しやすい環境を整えます。

フレックスタイム制等の周知

【学管】

フレックスタイム制等について、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、周知します。

○ストレスチェック等の活用推進

ストレスチェックの集団分析の活用

【学管】

ストレスチェックの集団分析結果を基に、各学校の衛生委員会で検討した意見については、その実現に向けて努力します。

New

管理職向け情報発信の充実

【学管】

働きやすい環境を作るために、勤務時間の長い職員に対する個別面談など、教職員に対して適切な支援ができるよう、管理職への情報発信の充実を図ります。

第3 目標達成に向けた具体的取組

教職員の健康を意識した働き方の推進

○労働安全衛生法に基づく職場改善

各学校の衛生委員会等の開催

【学管】

各学校の衛生委員会等について、労働安全衛生法に基づく委員選出や会議の開催・運営等を徹底します。

○「勤務管理システム」に基づく学校支援

在校等時間記録データの提供

【学管】

教職員の働き方について見直す機会となるよう、在校等時間記録システムにより把握したデータを定期的に学校へ提供し、管理職を含めた教職員の意識改革を図ります。

長時間勤務職員への校内体制見直しの呼び掛け

【学管】

勤務が長時間となっている教職員への校内協力体制の確立や校務分掌の見直しなどの適切な対応について各学校に働き掛けるとともに、健康維持増進の観点から休暇等取得を促進します。

New

面接指導の勧奨、適切な措置

【学管】

勤務が長時間となっている教職員に産業医等による面接指導の勧奨を働き掛けます。

○健康管理の推進

健康相談の案内

【教総、学管】

健康不安、悩みのある教職員に対して、産業医や相談電話へつなぎます。

第3 目標達成に向けた具体的取組

保護者や地域の理解と連携の促進

○働き方改革に関する理解促進

New

「川越市立中学校の部活動の在り方に関する方針」の適切な運用及び周知 【教指】

川越市で定めた方針の意義について、引き続き生徒及び保護者に周知し、理解促進を図ります。

「学校における働き方改革基本方針」の公表

【学管】

ホームページ等を活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。

New

取組状況の「見える化」の促進

【学管】

教職員の在校等時間の客観的な把握を徹底するとともに、働き方改革の取組の状況及び目標達成の状況をホームページ等で公表し、「見える化」を推進します。

「ノー残業デー」「ふれあいデー」の実施



【学管】

各学校に対し、「ノー残業デー」「ふれあいデー」に関する趣旨を確実に周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働きかけます。

New

「ノー部活デー」の設定・周知

【教指】

教員の負担軽減を図るため、各学校で状況を踏まえて「ノー部活デー」を設定し、保護者・地域に周知します。

New

市民、保護者等の理解促進

【学管】

ホームページや市教育委員会メッセージを掲載したリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、市民、保護者等の理解促進を図ります。

第3 目標達成に向けた具体的取組

保護者や地域の理解と連携の促進

○地域の協力・連携

留守番電話の設置・活用



【教財、教指】

勤務時間外の電話対応に係る教職員の負担軽減に向け、留守番電話の設置・活用について検討してまいります。

New

学校運営協議会の活用

【学管】

学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組むよう働き掛けます。

New

地域ボランティアの活用



【学管】

既存の組織等を活用した地域ボランティアの支援により教職員の負担を軽減します。

コミュニティ・スクールの推進

【学管】

コミュニティ・スクールに関する研修の充実を図り、学校・家庭・地域が連携・協働して子供たちを育む体制づくりを推進します。